

平成21年塩尻市議会3月定例会

福祉教育委員会会議録

日 時 平成21年3月6日(金) 午前10時00分

場 所 第一委員会室

審査事項

議案第 3号 塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例

議案第 4号 塩尻市高齢者祝金条例の一部を改正する条例

議案第 5号 塩尻市基幹型在宅介護支援センター条例を廃止する条例

議案第 6号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 7号 塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例

議案第 8号 塩尻市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費(1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費中4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費、10款教育費

議案第20号 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出2款総務費1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費(1項社会福祉費8目老人医療事務費及び10目後期高齢者医療運営費を除く)、10款教育費

議案第31号 平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

出席委員・議員

委員長	丸山	寿子	君	副委員長	山口	恵子	君
委員	中野	長勲	君	委員	金子	勝寿	君
委員	石井	新吾	君	委員	青柳	充茂	君
委員	柴田	博	君	委員	古厩	圭吾	君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

局長 酒井 正文 君

庶務係長 中野 知栄 君

午前10時00分 開会

委員長 皆さんおはようございます。ただ今から、平成21年3月定例会福祉教育委員会を開会いたします。議会改革の一環として1日1委員会、今回は2日間に渡りまして来年度の予算が主なものでございますけれども、市にそれだけ密着した分野でございますし、また市長の総括説明にもございましたが、この経済不況の折りでございますので、私たちの慎重審査を市民の生活に有益になるように審査を進めてまいりたいと思いますので、御協力をよろしく願います。

本日の委員会は委員全員が出席をいたしております。審議に入ります前に、理事者からごあいさつがありましたらお願いいたします。

理事者あいさつ

収入役 おはようございます。昨日までの本会議に引き続きまして、きょうと月曜日の2日間福祉教育委員会を開催いただきましてありがとうございます。今、委員長さんが申されましたように、新年度予算を中心に14案件上程してございます。ぜひ十分御審議をいただきまして、原案をお認めいただければありがたいと思います。冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしく願います。

委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙、委員会付託案件表のとおりです。なおひとつの部の審査が終わりましたら、原則として課長以下の職員は入れ替わっていただきますが、必要に応じ残る職員につきましては、委員長および部長の判断といたします。なお理事者および部長は通して出席をしていただきます。

当委員会の審査は、福祉事業部、こども教育部、生涯学習部の順に行いますが、予算案件のように各部にまたがる議案につきましては、2つ目の部までは質問、質疑まで行い、最後の部の質疑が終了した時点で一括して討論および採決を行います。

ただ今から、議案の審査を行います。なお発言に際しましては、議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。御協力をよろしく願います。最初に福祉事業部関係の審査を行います。

議案第4号 塩尻市高齢者祝金条例の一部を改正する条例

委員長 議案第4号塩尻市高齢者祝金条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 議案関係資料の8ページをお願いいたします。議案第4号塩尻市高齢者祝金条例の一部を改正する条例でございます。

1の提案理由は支給対象者を見直すことに伴い、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございます。88歳の者および99歳以上の者から100歳の者並びに男性及び女性の最高齢の者に改めるものでございます。

3の条例の新旧対照表は9ページにございます。改正案のアンダーラインに基準日においてとございますが、

基準日につきましては、毎年9月1日でございます。

4の条例の施行は、平成21年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 説明を受けましたが、委員より御質問はありますか。

石井新吾委員 この見直しの理由をもっと詳しく教えてください。

長寿課長 平成12年に介護保険法の制度が創設されまして、ここで丸9年がたちます。平成11年度までにつきましては、福祉の関係につきましては、行政の措置と家族介護が主な状況でございましたが、平成12年度の介護保険制度の創設から社会的介護ということで、形態が大きく変わってきてまして、その社会的介護ということの状況の中で、定着が図られてきたという中で県内の各市でもそれぞれ見直している状況があったりしまして、既に廃止となった市も2市ほどございます。そのような状況の中で金額をそれぞれ年齢、人数等につきましてそれぞれ行うものでございます。

大変失礼いたしました。祝金が大いぶ頭の中にありまして、大変失礼いたしました。申し訳ございません、また元に戻りまして、議案第4号につきましてお答え申し上げますけれども、これにつきましては、国、県も100歳のみということで、変わってきておりまして、県内各市の状況におきましても、年齢の人数的なもの、また金額的なものも見直されてきている状況がありまして、そうした状況の中で今回こうした取り組みを行うものでございます。人数的には、あわせて申し上げますと300人余が、人数的にはこれで対象から外れるという状況にはなりますが、お願いをいたします。以上でございます。大変失礼いたしました。

石井新吾委員 今までのこの制度というのは、何年くらい続けておられるのですか。

長寿課長 大変申し訳ないです、しばらくすみません。

委員長 調べておりますけれども、ほかにはありますか。ほかの質問があれば。

古厩圭吾委員 これは88歳の米寿とか99歳の白寿とかいう日本古来からの、ある面では思いがあって、そういうところへ到達された、そのお祝いをしていったという経過が、原点にあると思う。今回100歳というのは決まりが良くて、欧米的な感覚で言えば分かり良いのだけれども、ただある面では対象の長生きをするようになって、お金が掛かり過ぎていけないからそれをカットしてというのが見え見えの雰囲気を感じるのだけれども、今の話でいって、300人が少なくなって今年の場合は何人くらいになりそうですか。

長寿課長 予定します人数につきましては、100歳の方が20人、最高齢者が男性女性2人ということで、22人を予定しているものでございます。以上でございます。

古厩圭吾委員 例えば99歳も100歳も1つ違いなのだけれども、今までの思いとすれば99歳も100歳もそこで何十人もふえるという感覚はないと思うのだけれども、そういう時に日本的な感覚でずっと培われてきた思いということに対する思いは何も無いのですか。

長寿課長 まず88歳の関係では米寿の関係でございますが、平均年齢が非常に伸びてまいりまして、女性では88歳の米寿に近づいてきたということもございまして、そうした方がふえてきている中では、米寿についてはこうした対象からはということで考えたものでございまして、それとあわせて99歳は白寿でございますが、白寿についてもあわせて検討させていただく中で、100歳と最高齢者ということで今回させていただいておりますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

古厩圭吾委員 それは事実を今言われているのみだけれども、例えば今までの日本的な感覚できた、99歳も

100歳も実際には人員の差はそんなに出るのですか。

長寿課長 99歳は平成21年度中では15人の方が予定されるのですが、この99歳につきましては今回のこの条例の中で対象から外したという状況がございます。15人でございます。

古厩圭吾委員 それでそういう感覚になることについての、言うならば100歳で決まりが良いから良いという発想だけでやっておられるのかという話を、少しお聞かせいただければありがたい。

長寿課長 国、県が100歳ということの中で、今回、市の算定につきましても米寿、白寿を除外ということで、この条例で行っているものでございますが、先ほどの平均年齢の伸びとあわせて、それぞれ訪問しながらお祝いをお持ちしているという状況の中で、例えば100歳以上の方には今までの状況ですと毎年行くわけでございますが、そうした中ではあまり歓迎もされないという毎年の状況の中で、そのような実態もこれまで行ってきた中で、それは一部の方ではございますが、全部の方ではございませんが、そのような状況もありまして今回のこの改正の中では、そうした対応をさせていただいたという状況がございますので、そのような実態もございますということ、ぜひ御理解をいただけたらと思います。

毎年になってもあまり喜ばれないという状況も中にはございました。そのようなこともこの状況の中にはございますので、ぜひお願いしたいと思います。

委員長 古厩委員、良いですか。

古厩圭吾委員 わかりませんが、よいです。

委員長 石井委員の方は、まだ出ないですね。

長寿課長 先ほどの石井委員の御質問の中で、年度をいつくらいからやっていたのかという状況ですが、昭和30年代から続いているということで、統計の関係で調べましたのでお願いいたします。

収入役 実際に毎年高齢者の家庭を訪問させていただいていますけれども、99歳から100歳以上の方、実は毎年行くわけですけれども、ある家庭では施設に入っている、あるところでは入院をしている、毎年このようなことをしてもらわなくてもというような、少し迷惑そうな家庭も実はあるわけですし、そういうことを勘案して、毎年はいかなるものかということの中で、今回改めて県とあわせてそういう方法を取らせていただいたということですので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。以上です。

石井新吾委員 昭和30年代からやっていたということで、喜寿はともかくとして今は平均寿命が伸びまして、こういった制度というか、88歳になったらお祝い金をもらえるということが、ほとんどの方と言わなくても、そういったことを知っている方がおられると思います。88歳というのは今の平均寿命という年齢なのですけれども、88歳になったらもらえると楽しみにしている人もいると思うのですけれども、今回それをカットということなのですけれども、これをどのような形で周知していくのか、お聞かせ願いたいのですけれども。

長寿課長 こうした状況で切り替わるという年度でございますので、民生委員さん方の会議の中でもこうした状況を、会議をもちまして、各状況に応じては各家庭へ、これを廃止にしたということをわざわざ文書等で伝えるということではなく、民生委員さんを通して各地域の中で、そのような状況をかもし出していくというような形で考えていきたいと思うところでございます。そんな形での周知といえますか、地域的な状況の中でそのような取り組みをしていけたらと思います。

石井新吾委員 私が心配するのは、知っている方がおられて今87歳で今年は米寿になるから市からもらえる

と待っているということで、どうしたのだらうと市に問い合わせがくる可能性があると思うのですが、そのようなことはどのように考えていますか。

長寿課長 いろいろ御意見をいただいておりますけれども、こうした条例に伴います廃止の関係につきまして、平成21年度の中で十分に組み込んでいきまして、御理解をいただけるような形を十分練って考えていきたいと思っておりますので、そんな点でぜひお願いしたいと思います。

柴田博委員 300人減で22人くらいになることらしいのですが、こういう条例を作って高齢者の祝金を出してきたという本来の趣旨、なぜこういう事業を始めたかということについては、昭和30年代からやっているということなのですが、これについて趣旨は変わっていないと思うのですが、その辺について少しお聞かせ願いたいのと、現在の支給額についてもう一度確認をさせていただきます。

長寿課長 金額的には、祝金1万円という金額でございます。それから、祝金条例の目的でございますが、高齢者に敬老の意を表しましてその長寿を祝福するというところで、目的として行ってきたものでございます。

柴田博委員 先ほどの収入役の説明では、お届けしていると解釈したのですが、どなたがどういう形で今までお届けしていたのですか。それからこれから人数が減った場合にはどうする予定か、それもあわせて。

長寿課長 これまでは88歳と99歳につきましては、各民生委員方さんに御家庭にお届けいただいていた状況でございます、100歳以上は理事者と福祉事業部の担当課長が回らせていただいております。

柴田博委員 今後は、

長寿課長 今後につきましては、人数的にもこれまでと同じ状況で、100歳の方、最高齢の方ということで、理事者と福祉事業部等で回らせていただきたい、訪問させていただきたいと思っております。

柴田博委員 100歳になられた方というのは、趣旨から非常によくわかるわけですが、最高齢の方については少し趣旨が違うような気がするのですが、最高齢の方についてはそれぞれ毎年きちんとお伺いしてお祝いをすると思うので、その際にお渡しするのだと思うのですが、100歳になられて長寿を祝うという意味とは別の意味で、何らかの形でお祝いをされるような、そういう趣旨でないかと思うのですが、100歳の方と一緒にするというのは、どういうことでしょうか。

長寿課長 100歳につきましては、国、県も100歳の祝いがございまして、金杯、銀杯等が国、県からありますが、そうした対応の中で国、県、市ということで、訪問しながらお届けするというところでこれまでもしてきておりますので、今後も100歳については、100歳の代に乗るといって大変おめでたいということと考えるので、そのようにやらせていただきたいと思っております。

柴田博委員 最高齢は別ですか。

長寿課長 最高齢につきましては、やはり市内の最高齢者ということで、これまでどおり訪問させていただきながらお届けするというところで、続けてまいりたいと思っております。

収入役 内容は同じか。

長寿課長 内容は同じでございます。

委員長 ほかにありますか。

中野長勲委員 今、昭和30年代という話があったのですが、当時は高齢者も少ない中で、今現在はこういった長寿化になってきています。拡大鏡のレンズをもらったり、携帯ラジオをもらったり、当時元気な人達は

本当に喜んでいただいていたと思うけれども、今はやはり88歳、99歳、100歳ということになってくれば、本人はこんなことを言っは悪いかと思うけれども、既に先ほども出ましたけれども、施設に入っていて、何となく自分の身体もわからないというような状態の人も多いと思います。やはり回りを取り巻く面倒をみている方達の中には、御孫さん達が関係しているというような感じの中で、今100歳まで年代が引き上げられたということは、時代の波からいって、それを介護したり、家で一緒に生活している人達からみても、やはり100歳は仕方がないかとも思うけれども、先ほど石井委員から出ました、88歳で待っているというような話も聞いたのだけれども、その辺のところは家族の話し合いがなかったのか、これは今もう88歳、99歳というのは、この時代になってくればその辺は常識でわかっているものだと私は思います。そのようなことを考えれば、ここで300人が対象から外れるのだけれど、100歳でひとつの区切りをつけてお祝いをしてやるということは、仕方がないのではないかという気がします。私はこれで良いのではないかという意見でございます。

委員長 ほかに何か。それではないようですので、議案第4号については原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第4号塩尻市高齢者祝金条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第5号 塩尻市基幹型在宅介護支援センター条例を廃止する条例

委員長 議案第5号塩尻市基幹型在宅介護支援センター条例を廃止する条例を議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 先ほどは、大変失礼いたしました。議案関係資料の10ページをお願いいたします。議案第5号塩尻市基幹型在宅介護支援センター条例を廃止する条例でございます。

1の提案理由でございますが、塩尻市基幹型在宅介護支援センターを廃止するものでございます。この廃止につきましては、介護保険事業での地域支援事業が平成18年度に公設をされましたが、そこで地域包括支援センターが設置されたものでございます。本市では当面の間といたしまして、基幹型在宅介護支援センター事業とあわせまして、包括的支援事業および臨時事業を実施したものでございますが、ここで3年が経過をし、地域包括支援センターの役割が定着してきたことによりまして、塩尻市基幹型在宅介護支援センターを廃止するものでございます。以上概要でございます。

委員長 説明を受けましたが、委員より質問がありましたらお願いいたします。

柴田博委員 基幹型在宅介護支援センターとともに、地域ごとに委託して在宅支援センターがあったと思うのですが、そういう関係はどうなるわけですか。

長寿課長 地域型在宅介護支援センターにつきましては、要綱にございました。基幹型を廃止することに伴いまして、これまで地域型ということで市が中学校区単位等に委託をする中で、在宅介護支援センター、地域型ということでございましたけれども、それを事業者ごとに実施という形に来年度からはなりまして、その中で地域包括支援センターのランチとしまして、総合窓口的な機能ということでございますが、そうした形態で今後事業を行っていくということで、6カ所につきましては進めております。以上でございます。

柴田博委員 今までも委託で地域ごとにやっていた在介というのは、介護保険を受けられる方のいろいろな介護計画を立てて、サービスの計画を立てたりということで、やられていたと思うのですが、その包括支援センターのほうは基本的には要介護1、2の方を対象にした仕事だと私は理解していたのですが、そういうことではないのですか。

長寿課長 地域包括支援センターは総合相談窓口の機能と、事業者事業の部分で、要支援1、2の方の介護予防プランを立てるといったこと事業者事業でございます。在宅介護支援センターにつきましては、要介護認定を受けていても、2プランの方や在宅で虚弱の方、見守りが必要な方とかいったところにつきまして、市から訪問等を委託する中で、地域での高齢者福祉につきまして在宅介護支援センターで担っていただいているという状況でございました。

柴田博委員 地域ごとに委託していた事業者に、また包括支援センターのブランチとして委託するということが、仕事の中味はそんなに変わらないということですか。

長寿課長 そのとおりでございます、ただしこの地域包括支援センターブランチということでは、地域支援事業に移行してまいりますので、一般会計から介護保険事業特別会計のほうへ事業が移管するということとなります。これまでは市で財源100パーセントということで、在介センターを運営してきましたけれども、特会へ移りますとそれぞれ国、県等からも負担がされるように、移行することによってなっております。以上でございます。

柴田博委員 基幹型の在介という話とは少しずれてしまいますけれど、包括支援センターを北部地域に1カ所新しく設置するという話がありますが、それと今まで地域ごとに委託していたものとは別だと考えて良いのですか。

長寿課長 これまでは直営で1カ所ということで、それを民間委託ということで社会福祉法人等に委託するようになるかと考えますけれども、平成22年度から設置をするということで、北部圏域、高出、広丘、吉田、片丘ということで、これからは高齢化率が上がってくるといった、高齢者が増加してくるという中で、早めに対応をしようということで設置をするわけですが、そこは委託の地域包括支援センターということで、ブランチのほうは窓口機能を委託するということですから、機能的には直営部分の所と地域包括支援センターと差のない事業を北部の方でもう1カ所行うということでございます。ただし、特定高齢者の把握とか、介護予防事業につきましては、直営の地域包括支援センターが責任体制をもって実施していくという状況で進めるようになるかと思っております。以上でございます。

委員長 ほかにありますか。ないようですので、議案第5号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第5号塩尻市基幹型在宅介護支援センター条例を廃止する条例については全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第6号 塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例

委員長 議案第6号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、議案関係資料の11ページをお願いいたします。議案第6号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、1の提案理由は、第4期介護保険事業計画で見込まれる介護保険の受給者数、介護サービス事業等に基づき保険料率を改正することに伴い、必要な改正をするものでございます。

2の概要でございますが、平成21年度から平成23年度までの介護保険料につきまして、第1号被保険者の区分および保険料率を改めるものなどがございます。

次の表にございますが、介護保険料の段階設定につきましては、政令改正によりまして新たに保険者の判断で引き下げが可能となった現行の第4段階がございますが、それを細分化いたしますと共に、第5段階より第7段階を細分化いたしまして、全体で現行の7段階を3段階ふやしまして10段階とするものでございます。

保険料率につきましては、第1号被保険者の保険料の負担割合が19パーセントから20パーセントに、第4期では変更されるものでございますが、基準額につきましては、第5段階の年額5万1,000円ということで基準額を算定いたしまして、この基準額に対する割合を第1段階の0.47から第10段階の1.75までとするものでございます。

3の条例の新旧対照表につきましては、13ページから16ページにかけてございます。これは保険料率を改めるものなどがございますので、御覧をいただきたいと思っております。

次に12ページを御覧いただきたいと思っております。平成21年度から平成23年度までの介護保険料でございますが、区分の欄にございます段階を大きく分けると10段階あるわけでございますが、第1段階から第3段階までにつきましては、生活保護を受けている人および市民税が非課税の世帯の人でございます。第4段階、第5段階につきましては、市民税が非課税で市民税が課税の世帯員のいる人でございます。第4段階以上につきましては、市民税が課税の人という大きな3つの区分になるわけでございますが、基準額の第5段階でございますが、月額4,250円の基準額でございます。以下月額で申し上げますと、現行との比較では減額となっておりますのは、第4段階は月額で申し上げますと368円の減でございますが、第6段階につきましても88円の減でございます。増額では、第2段階で7円の増から第10段階では1.75ということで、割合で、870円の増でございます。各段階での人数の見込み、構成比、各乗率につきましては、真ん中の段にそれぞれございまして、お願いをいたします。以上でございます。

委員長 それでは質疑を行います。委員より質問がありましたらお願いいたします。

柴田博委員 いろいろ考慮していただいているように見えるのですが、基本的なところで、今まで第1段階が0.4であったのが0.47になったというのは、これはどういう理由でしょうか。

長寿課長 第1段階は、老齢福祉年金受給者の方がこの対象になっておりまして、これまでは、その方がこの第1段階にいたところでございますが、平成21年度以降老齢福祉年金は、明治44年生まれ以降の方ということで、今98歳くらいの方になるわけですが、対象の方がこの第1段階にいなくなったということの中では、生活保護受給者につきましては、国、県、市等から生活保護費の支給がされますので、0.5にしても負担はございません。実際には保護費が支給されますので。ただし、第2段階につきましては、市民税が非課税で年金収入80万円以下ということでは、負担能力がなかなか大変だということがございまして、この段階をサービス給付量がふえますので、減額という状況ではということで、上げ幅を極力抑えるということで、第2段階は先ほど申し上げましたように月額で7円の増にとどめたという中で、0.47の乗率とするものでございまして、第1段

階につきましても0.5というこれより高いというわけにはいかないものですから、第1段階、第2段階を0.47とさせていただくというものでございますので、お願いいたします。

柴田博委員 12ページの表で見ると、第1段階が94人というのは、これは全て生活保護を受けている方の分ということで解釈して良いわけですか。

長寿課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 ほかでも今やっているところだと思うのですが、月額4,250円という額については、県内他市の状況と比べたらどのような状況ですか。わかる範囲でお聞かせいただければと思います。

長寿課長 本市におきましては、第3期で3,980円が基準月額で、県内の市で比べますと、県内に66の保険者、広域等でやっているところもあるものですから、ございます。その中で3番目という状況でございました。それだけ介護サービスの給付を行っているということでお考えいただけたらと思いますけれども、4期におきましても、同レベルの水準でいくのではないかと考えております。一番高いところは、市のホームページ等でパブリックコメントがされておりましたので、その中で見ますと、第3期と同じく松本市さんが一番高い位置になるのかなということで、4,500円台ということでパブリックコメントがされていた状況でございます。

委員長 ほかにありますか。ないようですので、議案第6号につきましては原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市介護保険条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第8号 塩尻市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

委員長 次に、議案第8号塩尻市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 では、議案関係資料の21ページをお願いいたします。議案第8号塩尻市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例でございますが、1の提案理由は、基金を設置することに伴い新たな条例を制定するものでございます。2の概要にございます介護従事者の処遇改善を図ることを目的に、介護報酬の改訂が行われることに伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するための財源に充てるため、新たに基金を設けるものでございます。

なお、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を財源とするものでございます。議案つづりを御覧いただきたいと思います。議案第8号の箇所をお開きいただきたいと思います。中ほどのページのところにございますのでお願いいたします。

この設置につきましては、議案関係資料の概要にございましたように、第1条の設置でございます。平成21年度の介護報酬の改訂に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、塩尻市介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するものでございます。

なお今定例会で、介護保険事業特別会計補正予算第4号の補正といたしまして、この基金の設置としての国からの交付金の受け入れと、積立金につきまして補正予算計上をさせていただいておりますので、お願いをいたします。

第2条の積立てから第5条の繰替運用までございますが、この規定につきましては、他の基金条例の規定と同

様な規定としております。

第6条第1項の処分につきましては、基金の処分をすることができることを定めるものでございますが、第1号の市が行う介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年度の介護報酬の改訂に伴う増加額を軽減する措置のために財源を充てる場合と、第2号の前後に規定する措置に係る広報啓発、介護保険料の賦課及び徴収のための電算処理システムの整備その他当該処置の円滑な実施のための準備等に要する経費の財源に充てる場合とするものでございます。

附則の施行期日がございますが、条例は公布の日から施行するものでございまして、今月3月中に公布をさせていただくものでございます。2にございますが、この条例は平成24年3月31日限り、その効力を失い、この場合におきまして基金に残額があるときは、当該基金の残額を国庫に納付するとするものでございます。

この基金の額等につきましては、後ほどの議案で介護保険事業特別会計補正予算の中で御説明させていただきたいと思っておりますのでお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明を受けましたが、委員より質問ありましたらお願いします。

柴田博委員 今回、今、決めた第6号で介護保険料は改定されるわけですけど、それを出すにあたって、あまり上がらないようにということを使うということではないですか。

長寿課長 介護従事者の処遇改善をすることによりまして、今回3パーセントの報酬アップとなりましたけれども、その3パーセントアップ分の、本市では約120円が上がるのですが、それを半分の60円くらいにおさえるという、この基金によりまして効果が出てまいります。全国的には1,200億円という金額で、この3パーセントアップ分の上昇分を半分くらいに抑えようということ、各保険者におきましては初年度に、例えば1,200億円ですと800億円を入れて、次の年度に400億円を入れて、次の年度はゼロということ、段階に入れていくところもございまして、本市では均一で各3年間、均等にリリースしたいということで、そうした効果が抑制するということでの公布でございますので、そうした効果がございます。

柴田博委員 今作る基金を使うという前提で、今の介護保険料が決められたという考えで良いんですね。

長寿課長 そのとおりでございます。

柴田博委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにありますか。ないようですので、議案第8号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号塩尻市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例については、全員一致をもって可決すべきことと決しました。それでは次に進みます。

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費（1項社会福祉費7目榑川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く）、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費中4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費、10款教育費

委員長 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費(1項社会福祉費7目楢川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く)5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費中4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費、10款教育費を議題とし、福祉事業部に関係する部分の審査を行います。説明を求めます。

福祉課長 それでは予算につきまして予算書で説明させていただきます。予算案の説明資料につきましては、福祉課関係分は25ページから27ページでございますので合わせて御覧いただきたいと思います。

予算書の134、135ページをお願いします。まず1つ目の丸、1目の社会福祉総務費でございますが、1つ目の委員報酬でございます。黒ぼつの2つ目福祉委員報酬159人分といたしまして、894万円余でございます。これは福祉委員、委員長が6万9,000円1人、副委員長6万円が8人、委員が5万6,000円が150人ということで、159人分でございます。上の黒ぼつで民生委員推薦会委員報酬とありますけども、これは民生委員が平成21年度は改正ではございませんが、病気その他によりまして中途退任もあり得ますので、一応民生委員推薦委員会の委員報酬も計上してございます。

丸を2つ飛ばしまして、最後の丸、社会福祉事業推進費でございます。その黒ぼつの下から4つ目、民生委員活動費等交付金1,025万円でございますが、これは県からの交付金でございます、市を通しましてそのまま民生委員の活動費として交付をされるものでございます。

次のページ136、137ページをお願いいたします。丸の1つ目地域福祉推進事業でございます。申し上げておきますけれども、こここのところで若干事業名の変更をいたしまして、地域福祉推進事業が昨年度予算よりも3,600万円余減額になっております。これはその下に丸がありますけれども、ふれあいセンター施設維持費といたしまして、ふれあいセンター洗馬の指定管理料ほか、ふれあいセンターに関する部分を別の項目にしたためでございます。

戻りまして、黒ぼつの上から7つか8つ目になりますけれども、地域福祉計画策定委託料でございます。300万円、前年度もこの科目がありましたけれども、120万円ほど増加しております。前年度から地域福祉推進協議会等を通して、地域福祉計画の見直しを進めてまいりましたけれども、平成21年度は平成22年度から平成26年度の5カ年に渡ります第二次の地域福祉計画の策定を行うということで、委託料をふやしてございます。

その下の黒ぼつ、地域ささえあい事業委託料1,716万円余でございます。これは地域社協への委託でございますけれども、地域自主グループの活動育成でありますとか、ご近所ささえあいマップづくり事業等々の事業として社協に委託するものでありまして、人件費等でございます。

1つおきまして、社会福祉協議会本来事業推進補助金、ボランティアセンター事業補助金、しあわせネットワーク事業補助金、全て社協への補助金でございます。社協の人件費と事業費の補助でございます、社会福祉協議会本来事業推進補助金につきましては事務局の分でございますけれども、介護保険事業との案分をしてございます。

その下の丸、ふれあいセンター施設維持費でございます。新しい項目と言いますか、科目変更がここでございます、黒ぼつ2つ目の清掃委託料9万円。これは額はわずかでございますが、内容的には旧桔梗荘の跡地の草

刈り清掃等を委託するものでございまして、前年度は社会福祉事務諸経費に予算科目を設けてございました。

その下へまいりまして、ふれあいセンター洗馬指定管理委託料、金額につきましては、前年度と同額でございます。ふれあいセンターにつきましては、初めての施設ということもございまして、燃料と予算の関係が心配されたわけですが、なんとか最初の管理料の中で収まるであろうということで、来年度も前年度と同様にいたしました。

次、2目障害者福祉費でございます。丸の2つ目、障害者福祉事務諸経費でございますが、前年度対比約300万円余増えております。この理由でございますが、次の138、139ページを御覧いただきたいと思っております。黒ぼつの1つ目障害者福祉推進プラン策定委託料300万円を計上してございます。これは新規の計上でございます。障害者基本法に定められました障害者福祉推進プラン、これの策定年に当たっておりまして、平成22年度から平成26年度の5年間の期間でございますが、第5次の障害者福祉推進プランを策定するためのものがございます。

次の丸、障害者福祉事業でございます。これは少しお断りさせていただきますけれども、先の福祉教育委員会協議会で、実施計画にも載せてございますけれども、平成21年度予算に障害者相談支援センター、これは先に申しあげましたとおり松本圏域で設置する支援センターでございますけれども、建物等は市で改修しなければいけないということで、平成21年度予算に計上すると申し上げておきました。その後検討いたしまして、一応3月に改修するつもりで申し上げたのですけれども、市民交流センター開設による庁舎空き室の状況等々から、できれば文化センターあたりが望ましいのではないかとということで、工事を3月ではなく4月に行うこととしたために、新年度予算には計上いたしませんでした。ただ、この場所につきましても、空き庁舎の利用につきましては、企画のほうではこれからの話なものですからはっきり申し上げられませんが、そのような状況でございます。

戻りまして黒ぼつの7つ目、地域活動支援センター事業運営委託料2,422万円余でございます。これは宗賀共同作業所でありますとか、檜川共同作業所、これは市の作業所でございますが、それをNPO法人へ委託しているものでございます。

3つおきまして、心身障害者扶養共済掛金補給金、額はわずかではございますが前年度より4万3,000円増額してございます。この理由といたしましては、平成20年度に見直しを行いまして、今までは定額500円ではございましたが、いくらなんでも少し金額的に少ないのではないかとということで、掛金の1割を補給することにしたために、若干ふえております。

2つおきまして、障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金、これにつきましては前年度対費約160万円の減になっております。理由といたしましては、県の見直しに合わせまして、算定基礎となります限度額を90万円から70万円としたためでございます。なお利用者の方は、この限度額の1割が自己負担でございます。ただし、限度額を下げましたが、この差額の20万円につきましては日常生活用具の給付として利用できますので、結果的には利用者の方は特に負担がないということになります。

3つおきまして、地域活動支援センター事業運営補助金でございます。1,118万円余。これはNPO法人2カ所に対する補助。これはNPO法人が旧作業所、現在は地域活動支援センターでございますが、設置しておりますので、補助金という形で支援をするということでございます。

その下の地域生活支援事業給付費3,034万円余。内容につきましては訪問入浴サービス事業でありますと

か、移動支援事業、日中一時支援事業等々でございます。

その下の障害者福祉施設費でございます。黒ぼつの1つ目、身体障害者福祉施設負担金387万円余。これはささらの里と上松荘の建設負担金でございます。

次に140、141ページをお願いいたします。前ページからありますけれども、障害者福祉扶助費でございます。黒ぼつの3つ目、重度心身障害者等家庭介護者慰労金950万円でございます。これにつきましては、前年度より190万円減になっております。前回の福祉教育委員会の中で、いきいき長寿計画の中で合わせて申し上げてございますが、高齢者に合わせまして、障害者のほうも年額12万円を10万円ということで見直しをさせていただきます。95人分を見込んでございます。

黒ぼつ5つ下がりまして、障害福祉サービス給付費1億4,106万円余でございます。内容はホームヘルプサービス、これは家事援助とか身体介護の分でございますが、その他通所または入所施設で昼間介護を行う生活介護でありますとか、ケアホームにおける共同生活介護、あるいはグループホームにおける介護、通所授産施設等の就労支援等々の内容でございます。

その下の丸、障害者にやさしいまちづくり事業。額は少ないのですが、新規事業がございますので申し上げておきますが、その事業の黒ぼつの7つ目、障害者スポーツ事業委託料10万1,000円、新規でございます。これはヘルスパ塩尻にスポーツ教室の開催を委託するものでございます。

3目の老人福祉費にまいります。一番下の丸、老人福祉施設、黒ぼつの1つ目、養護老人福祉施設組合負担金2,193万円余。これは温心寮にかかるものでございます。たびたび委員会、協議会等で御説明申し上げてありますけれども、温心寮も現在波田町に建設中ございまして、お陰様で順調に進んでおります。負担金のうち、建設に係るものが1,920万円余でございます。では、福祉課は一端、以上でございます。

長寿課長 142、143ページをお願いいたします。予算案説明資料につきましては、長寿課につきましては、28、29ページにございますのでお願いいたします。

説明欄の1つ目の白丸、老人福祉施設整備維持費の2つ目の黒ぼつに、軽費老人ホーム建設借入償還金補助金がございます。この600万円につきましては、平成22年度で終了となるものでございます。一番下の白丸高齢者等生活支援事業でございますが、144、145ページをお願いいたします。中段より少し下の一番下に白丸の所がございますが、そこから6つほど上に高齢者世帯等タクシー利用料金助成金がございますが、1回の乗車につき利用助成金1枚のみの使用の徹底と、使用枚数を年間24枚に統一をすることとしております。

次の黒ぼつの要介護者家庭介護者慰労金の3,325万円でございますが、介護保険制度施行から9年が経過をいたしまして、介護サービスの利用が浸透したこと等に伴いまして、慰労金の額を要介護4と要介護5の12万円を10万円に、要介護3の6万円を5万円にしております。

次に一番下の白丸の認知症高齢者支援事業でございますが、地域における見守りや支援が行われやすくなる環境づくりを目的といたしまして、新たに認知症サポート養成講座を開催するものでございます。20回予定をいたしております。

次、146、147ページをお願いいたします。1つ目の白丸の高齢者いきがづくり事業につきまして、3つ目の黒ぼつに長寿祝金がございます。先ほどの議案で高齢者祝金条例の改正をお認めいただきましたが、対象を、その条例の改正に基づくものでございますが、22万円ということございまして、先ほどの22人の方の

ものでございます。

4つ目の黒ぼつの長寿祝品がございますが、対象がこれまで99歳以上の方全員ということでございましたが、祝金と同じ対象者としております。

下から3番目の黒ぼつにロマン大学運営補助金がございますが、定員を新しい1学年から120人から80人に変更するものと、この中でロマン大学院の創設準備委員会およびプレ開講を実施するものでございます。

次の黒ぼつの敬老行事補助金でございますが、対象年齢はこれまでと変わらず75歳以上の方でございますが、1人あたり1,700円でありました額を1,500円としております。

次の白丸の地域介護・福祉空間整備費につきましては、地域密着型施設の2カ所の整備に対する補助をするものでございます。2カ所とも東部エリアでの整備でございます。小規模多機能型居宅介護を1施設と、認知症対応型共同生活介護の1施設の整備でございます。補助限度額につきましては、1施設それぞれ2,250万円でございます。内訳は国の交付金が1,500万円、市の補助金が750万円というものでございます。なお、先ほど申し上げましたが、この老人福祉費中にごさいました在宅介護支援センター運営事業につきましては、高齢者生活支援事業、一般会計分の先ほどの高齢者生活支援事業と介護保険事業特別会計へ移行しておりますので、お願いをいたします。

福祉課長 続きまして同じページでございますが、4目の福祉医療費をお願いいたします。まず丸の2つ目福祉医療事務諸経費、一番下の黒ぼつでございますが、審査集計事務委託料2,435万円余。これは中身的には国保連合会をとおしまして、医療機関に支払う手数料でございます。

次の丸、福祉医療扶助費、金額は3億5,552万円余。これは福祉医療の給付金でございますが、受給者見込み数を新年度は、7,273人で計算いたしました。うち乳幼児が3,844人と計算いたしました。

長寿課長 148、149ページをお願いいたします。5目介護保険事務費でございますが、2つ目の白丸に社会福祉事業繰出金、介護保険事業特別会計繰出金の5億8,319万9,000円につきましては、合計の負担割合に基づきまして、特別会計へ繰り出すものでございますのでお願いいたします。

福祉課長 続きまして6目の保健センター管理費でございます。真ん中より少し下になりますけれども、樹木管理委託料9万7,000円。これは新規予算でございます。保健センターの管理は福祉課の担当になっておりますが、まわりの樹木、前年度は職員が枝払い等に対応して作業いたしましたけれども、対応できない部分がございます。駐車場の枯れ木の伐採等、対応できない部分を委託するものでございます。

少し飛びますが、152、153ページをお願いいたします。2項の児童福祉総務費でございます。1目の児童福祉総務費、その中の丸の下から3つ目、児童手当扶助費5億3,638万円。支給対象児童数を延べでございますが約8万人で算定いたしました。内訳といたしましては、約で申し上げますけれども、被用者が1万5,500人、特例給付が約730人、適用者が約4,200人。被用者の小学校修了前特例給付が約4万5,200人、被用者の小学校修了前特例給付が約1万4,300人というふうに計算いたしました。

その下、丸の児童扶養手当扶助費、1億9,334万円余でございます。児童扶養手当は受給者を約5,000人で計算いたしました。所得制限がございまして、全部支給の方、一部支給の方がおいでになりますけれども、全部支給を2,390人位、一部支給が2,640人位でございます。

少し飛びまして160、161ページをお願いいたします。3目の母子福祉費でございます。丸の2つ目、母

子福祉事務諸経費、一番金額が大きいのが黒ぼつ一番下の母子家庭等児童生徒就学支度金145万円でございます。これは小学校入学、中学校入学の時に支度金と書いてございますが、祝金として1人1万円を支給するものでございまして、145人を見込みました。

その下の丸、自立・就労支援推進事業費、黒ぼつ1つ目、自立支援教育訓練給付金、これは母子家庭の方がホームヘルパーの1、2級でありますとか、経理事務、医療事務等々、専門性の高い講座を受講した場合に、その受講料の一部を支給するものでございます。

その下の母子家庭高等職業訓練促進費247万2,000円でございますが、これは2年以上修業期間がある場合、最後のほうの2分1の期間に相当する期間で1カ月10万3,000円を補助するものでございまして、現在も1人これを受けている方がおりまして、この方は3月にその支給期間がきます。4月からは新たに2人の方が申請なさるといことで、うちのほうへあらかじめそのような申し出がございました。

1つおきまして新しい事業名でございますが、ドメスティック・バイオレンスの対策支援事業。これは今までこの事業につきましては市でももちろんやっておりました。ただ、今までは男女共同参画課で対応しておりまして、男女共同参画課につきましては、いわゆる男女共同参画の啓発推進事業のほかこのようなドメスティック・バイオレンスに関わることもやっていたわけですが、本来これは福祉事務所の仕事というふうに言われておりまして、実際、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律というものがございまして、そこにも福祉事務所による自立支援措置が明記されております。このドメスティック・バイオレンスの相談件数も増加しておりまして、ちなみに平成15年度は男女共同参画課へ来た件数でございますけれども、それに関する相談件数が年間延べ32件ございまして、相談人数が27人、平成20年度は12月末までの集計でございますが、延べ相談件数が91件、相談人数35人。実際に福祉事務所が男女共同参画課から連絡を受けて動くという回数、日数が増えてまいりました。窓口を、これに関しましては福祉事務所、直接の担当は福祉課になりますけれども、福祉課が担当いたしましたして速やかに対応できるようにということで、事務分掌をこちらのほうへ移しまして、予算のほうも見直しをいたしました。この相談員報酬でございますが、現在、男女共同参画課に相談員1人とカウンセラー1人の2人がおります。その2人のうち、同じ方が来るかどうかは別ですが、1人はうちのほうへよこしていただきまして、ドメスティック・バイオレンスに関することをしっかりやっていると。報酬も今と違いまして、相談業務だけを見ているというわけにはいかず、実際に事例が発生すれば、夜間、休日関係なく動いていただかなければいけませんし、庁内にいるだけでなく実際に各方面に飛んでいかななくてはなりません。そのようなわけですので、報酬を若干上げまして基本賃金を12万3,600円。家庭児童相談員と同額といたしました。旅費につきましても、あちこち飛んでいただくということで、若干付けてございます。これが今回の新しく変えたところの概要でございます。

少し飛びますけれども、166、167ページをお願いいたします。3項の生活保護費でございまして、1目の生活保護総務費、生活保護事務諸経費の一番下に清掃委託料13万5,000円と計上してございます。これも金額は小さいのですけれども、新規に予算を計上いたしました。中身は何かと言いますと、今年度はたびたびございまして大変ケースワーカーが苦勞いたしました。近頃は身寄りのない方が、身寄りがあっても全く関係が遠くて支援がいただけない方が増えておりまして、亡くなった場合にその家の片付けをしなくてはならないということがたびたびございました。本来身寄りがいればその方に、亡くなった時点で生活保護というのほううち

は関係が切れますので、亡くなった時点で遺族の方にあとはよろしく願いますので、そこで切れてしまうのですけれど、誰も片付ける方がいないという場合には、やむなく福祉事務所で対応しなければいけませんので、今年度は職員が何日間も作業服を着て家の片付けをいたしました。それでは忙しいケースワーカーが大変事務処理が遅れてしまいますので、次年度は、もしそういう事が発生した場合には、シルバーさんに委託をしたいということで、金額はわずかですが計上いたしましたのでよろしく願います。

次のページ168、169ページをお願いいたします。同じく生活保護の関係になりますけれども、真ん中の生活保護扶助費をお願いいたします。扶助費の総額が黒ぼつの扶助費でございますけれども、3億5,292万円でございます。うち医療扶助が1億7,280万円、生活扶助を1億800万円と見込みまして、あとは住居でありますとか、教育扶助等でございます。これは平成20年度の実績見込みより算定いたしましたが、と言いましても予算の策定時点でございますので、11月もそうですが、このところ12月下旬から、保護申請が急増しております。予算的にも、場合によっては補正予算をとということもあり得ると思いますが、取りあえずはその時点で算定した額がこれでございます。参考までに申し上げますと、平成21年1月現在の生活保護世帯は178世帯252人。保護率3.7パーミル。いわゆる千分率でございますが3.7パーミルでございます。去年の1月と比べますと、去年は163世帯225人、3.1パーミルでございましたので、このところ派遣切れ等々でかなり急増しているということを数字で納得したような状態でございます。

その下の黒ぼつ、中国残留邦人生活支援給付費1,429万円余でございます。昨年度に引き続き7世帯14人でございます。平成20年度の実績によりまして算定いたしました。

次のページ170、171ページをお願いいたします。災害救助費でございます。災害救助費の中の応急救助諸経費、これは例年計上しておりますが、過去この予算を支出したことはございません。災害弔慰金が500万円、この500万円と言いますのは、災害弔慰金の支給等に関する法律がございまして、そこで市町村の行う災害弔慰金の支給は、亡くなった方1人につきまして500万円を超えない範囲というふうに書いてあるものですから、一応限度額の500万円を計上しているものでございます。予算関係は以上でございますがよろしく願います。

委員長 それではここで休憩といたしますが、10分間休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時28分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。それぞれ説明を受けましたが、委員の皆さんから質問がありましたら願います。

柴田博委員 139ページの障害者福祉事業の中で、先ほど地域活動支援センター事業で、運営の委託料と運営の補助金の2種類があってそれぞれ説明があったのですが、市でNPOに委託してやる分と、NPOのやっている分の事業に補助金を出すという2種類だと理解しましたが、実際にそこで作業をされている方にとっては、その2種類の中でどういう違いがあるのか、ほぼ同じなのか、その辺について説明ができれば願いたいです。

福祉課長 中では作業といいますが、利用者の方につきましては、それぞれの作業所によりまして中身は違い

ますけれども、基本的には変わりございません。宗賀の共同作業所、樋川共同作業所につきましては、市の作業所を委託しているという感じになりますので、賃金体系が作業所のもうけによつての配分ではなく、1日来ればいくらというように保障はされております。多分NPOの關係の運営の作業所については、場合によっては1日いくらではなくて、もうけから配分という形になっているかもしれません。ただ、利用する方については中身のあまり極端にならないように、実は現在、地域活動支援センターでありますとか、授産施設等を集めまして、福祉就労施設ネットワーク会議というものを作っております、そこで頻繁に会議を開きまして、工賃の改善から、いろいろなことを相談してやっておりますので、そういう中でもいろいろな共通の課題がでてまいりますと、話をしてお互いに同じようになるようにということによってやっていくことは可能だと思います。

柴田博委員 NPOに補助金を出しているほうについてですが、これは例えば使用している施設、建物等への補助のようなものもあるのでしょうか。それから市のほうでやっている分については、委託料の中にそういうものは入っていないのか、市が準備をして維持も市がやっているのか、その辺をお願いします。

福祉課長 詳細につきましては、係長から説明をさせます。

障害福祉係長 2カ所のNPOが行っております地域活動支援センターにつきましては、家賃補助を出しております。単価は月額2万5,000円で年間30万円ということで家賃補助をしております。また、市が設置しております2カ所の地域活動支援センターにつきましては、市が設置をしたということですので、市の施設を提供してそこで事業を行っていただくというような形になっております。以上です。

委員長 ほかにありますか。

金子勝寿委員 137ページの地域福祉事業の丸の1つ目の下から5番目の黒ぼつ、NPO法人等活動補助金とその下のボランティア活動・NPO法人等起業支援補助金、これは昨年よりはたぶん減額されていると思うのですが、その理由をもう一度繰り返しになるかもしれませんが、教えていただければ。

福祉課長 中身は、係長から説明をさせます。

地域福祉係長 このNPO法人活動補助金につきましては、今までやっているグループがちょうど終わるといふようなことから、減額をさせていただいてあります。それから起業支援補助金につきましては、ここ2、3年そういうグループがなくて、一応目だして残しておいた方がよいのではないかとということで、半額を残させていただきました。以上です。

金子勝寿委員 では関連で、起業に対する広報というのはどういう形でやっているのでしょうか。こういう制度があるということをNPOに対して、起業の補助金があるという形の広報はどうやっているのでしょうか。

地域福祉係長 この事業を始めてから7、8年たちますか、今のところ毎年毎年広報をするということは、とりあえずしてありませんので、社協などに話に来られた時に、こういうものがありますという話は出してもらふようにしていますけれども。

金子勝寿委員 ホームページくらいには載せておいていただければ、NPOを開きたい人は、あるのだと思つて来るかも知れませんので。実績ベースではなくて、せつかくある事業でしたら広報していただければと、要望としてお伝えしておきます。

その下の社会福祉協議会本来事業推進補助金、これは去年も減額されていて、また今年も減額になっていると思うのですが、この理由は、

地域福祉係長 本来事業推進補助金につきましては、介護保険とこちらの方の事業との案分ということで、そこにいる職員の給料もうちのほうで補助するということになっております。年々その率を下げ続けていまして、だいたいそろそろ頭打ちというところまでできていることになっていまして、社協との話し合いの中で、今年度か、来年度あたりまで、その率まで割合を近づけようと、介護保険が何割、こちらの市の事業が何割ということで、その率を決めまして、その率に近づけてきた結果このように減額されてきているということです。来年あたりになると多分同じくらいになるかと。前年対比プラスマイナスゼロで、その次になると逆にふえてくるというような形になるかと思えます。

金子勝寿委員 社協との話し合いの中で、何年ベースで減額していくという話し合いができていくという解釈で良いですか。その割合は年率どのくらいの形で減らすのか、定額で減らすのか、パーセンテージで減らしていくのか、少し金額で具体的にあればお話を聞きたいと思えます。

地域福祉係長 実際のところ事務員が5人います。事務員のパーセントを今まで、例えば平成19年度でしたら0.4パーセントということになっていきますけれども、平成21年度はその0.4パーセントを0.33パーセントというところまで下げています。それから局長さんや次長さん、総務係長がいるのですが、その割合も平成19年度は0.8パーセントだったものを、平成21年度は0.65パーセントまで下げています。合計人数でいいますと、平成19年度は4.4人だったのが、平成21年度は3.6人まで下げています。というようなことで、これも社協とよく話をしながら、介護保険料のほうの仕事がこれだけあるから、それはそちらでみてください。その代わり残りをうちでみますので、ということで了解のうちでこのような金額をだささせていただいておりますので。ただ、人件費は今後ふえますので、私もそうですけれども、年を取ってくると少しずつ給料が上がってきますので、その分について今度は、その率までも到達してしまいますと、逆に市の持ち出し部分が多くなっていくという状況が出てきます。

委員長 良いですか。ほかにありますか。

柴田博委員 145ページの高齢者世帯等タクシー利用料金助成料金ですが、先ほどの説明で1回あたりの使用枚数を1枚に徹底するというお話だったのですが、改めてこの助成を受けられる方の要件と、今受けている方の人数がわかったら教えてください。

長寿課長 課長補佐からお答えします。

高齢支援係長 高齢者タクシー等の利用助成事業ですけれども、対象者の方につきましては、75歳以上で構成される市民税非課税世帯で、自家用車等の交通手段を持たない。それから、70歳以上75歳未満で構成される市民税非課税世帯の方で、自家用車等の交通手段を持たず、障害者手帳および介護認定を受けている方が高齢者のほうの対象になります。対象者の数につきましては、一般タクシーの利用助成のほうは519人ですが、2月末現在でこのような感じです。寝台タクシーの利用助成のほうですが161人ということになっております。この寝台タクシーの利用につきましては、ストレッチャーおよび車椅子対応タクシーの関係になりますので、市民税非課税という条件が外れて、代わりに在宅で介護を受けている要介護3、4、5の方が対象になっております。以上です。

柴田博委員 今までは1回に1枚という制限はなかったけれど、それを改めてやるということなのか、今までもそうだったけれど、2枚使う人がいたから1枚にしるということにするのか、その辺はどういうことですか。

長寿課長 枚数利用につきましては、これまで初乗りと迎車回送料金ということで880円という金額が明示されておりまして、金券的な内容があったということで、今回はそれを初乗り料金と迎車回送料金という表記に改めまして、1回1枚としたのですが、これまでも考え方は1回1枚ということで、月2枚の24枚ということで交付をしていたのですが、あまり回数を使わない方につきましては、1回に何枚も使うということが実際にありました。考え方は、基本的には1枚ということだったものですから、その1枚ということをお知らせする中で徹底していきたいということで改めるものでございますので、お願いいたします。

柴田博委員 もう1点。今まで1人暮らしで要件に当てはまってこの助成を受けていた方が、たまたま娘さんが自宅に戻ってきて一緒に住むようになって、車を持っているので、この要件に当てはまらなくなって助成を受けられなくなってしまった。ただ、この娘さんは仕事を当然持っていますから昼間はいないわけで、今まで助成を受けていたお年寄りが、例えばお医者さん等にいくのに昼間は1人のわけですね。それでもこういう要件に当てはまらずに受給できないというのですが、その辺は特例とか、そういうようなものはないのでしょうか。

長寿課長 やはり要綱等で規定しますときには、対象者につきまして一定の基準を設けるべきということの中では、そうした対象から外れるという方もあるわけですが、市の施策の中で受けられないという場合には、社協でも有償ボランティア的に非常に金額の低い中で、ボランティアということでの利用もできるものですから、そうしたインフォーマルなサービスも視野に入れていただきながらということも考えていただけたらと思います。

柴田博委員 本来の趣旨から言ったら、今、私がお話したような家族で車を持っている人がいるけれども、実際には昼間は1人でどうにもならないという方は、たくさんいらっしゃると思います。そういう人もほかの税金のことなどの要件が当てはまれば、当てはめていくべきだと思うのですが、その辺は今後、検討していただけないでしょうか。

長寿課長 現在はこうした基準でやっておりますけれども、またいろいろな意見等もいただく中では、検討できるということも全くないわけではございませんが、これから福祉の関係を推進していく中では、老人福祉部分での、今現在この状況で事業をやっているのですが、地域支援もあわせて、インフォーマルなサービスと行政のサービスということで、相対的に考えながら進めていくということが大切になってくるのではないかとということで、現在は考えておりますが、そのような状況で御理解いただけたらと思いますのでお願いいたします。

石井新吾委員 147ページの高齢者いきがづくり事業について何点か少し質問したいのですけれど、先ほど長寿祝金の支給の対象者が少なくなるということで、これは先ほど柴田委員も言いましたけれども、老人クラブ活動助成事業補助金ということで、400万円余とってあるのですけれども、これは市内老人クラブに対して補助金として出しているものだと思うのですけれども、この案分というのはどのようになっているのですか。

長寿課長 老人クラブ活動助成につきましては、市老連の補助対象の方が、2,000人、老連に加入しております。その補助と単位老連補助ということで、47団体ということで補助をしている内容でのこの金額となります。

石井新吾委員 市老連に入っていない老人クラブというものもあるわけですが、これはどのような形で補助金を出しているか教えてください。

長寿課長 課長補佐から答えいたします。

高齢支援係長 それぞれの単位老人クラブへの補助金の関係になりますと、市老連に加入しているクラブです

と50人以上の会員クラブが5万1,000円、50人未満が4万4,000円、市老連に未加入のクラブにつきましては1万5,000円ということで補助金を交付しております。

石井新吾委員 今市老連に入っていない老人クラブへは1万5,000円ということで、これは人数に関係なくということで良いわけですか。

高齢支援係長 はい、人数に関係なくということで。

石井新吾委員 市に入っていない老人クラブの会員の人数というのは、多かったり少なかったりがあると思うのですけれども、その点はどの程度把握していますか。

高齢支援係長 会員数については、補助金を交付する関係で全て把握しております。ただ、今ここで全ての人数は持ってきていないのですが、本来ですと基本的に市老連の活動に対して、もともと補助金がありまして、それを補う形で各会員クラブへも個別の補助金を渡すというのですけれども、ぜひ市老連未加入の単位老人クラブに、市老連に再加入をしていただきたいということで、補助金を出しながら、そのたびをお願いをさしあげて、何年も何年も経って今日に至っているわけですが、特に洗馬地区と片丘地区にいたっては全滅という所でございます。ぜひ委員さんのほうからも、お力添えをいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

石井新吾委員 市老連に入っているか入っていないかということで、50人規模で5万1,000円ですか。入っていないと1万5,000円ということで、入っているのと入っていないのでは何が違うのか。要するに市側の対応、あるいは行事内容等とか、そういった違いはあるのですか。

高齢支援係長 市老連加入で50人以上だと5万1,000円を御支払しております。市老連未加入ですと人数に関係なく1万5,000円ということなのですが、この考え方は、この単位老人クラブの中の活動の内容というよりは、市老連の活動でいろいろ会議がどうしても多くなるものですから、そういうところの分をみるという考え方が中心だというふうに理解しております。

石井新吾委員 洗馬地区の話がでたのですけれども、なかなか今老人クラブにおいて役員のやり手がいらない。老人クラブによって入る年齢は違うと思うのですけれども、入るとすぐに役員をやらされるというようなことで、そのことによってなかなか入りづらい。しかも市老連に入っていると今度は先ほど言っていましたように、会議だとか、面倒だということで。そのような形で市老連になかなか入らないということがあられると思うのですけれども、その辺の改善というのは、特に市老連の会議はどの程度の会議があるのかわかりませんが、そういった改善をして、もっと老人クラブですから、本当に身近なところで簡単な活動ができるような形が本来だと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

長寿課長 老人クラブの加入につきましては、長寿課が老人クラブの事務局ということで活動の支援をしておりますけれども、これから高齢者がますますふえてくるという中では、世代間での支え合いというものも当然ございますが、同世代の中での支え合いということが大変重要になってくるという位置づけがされてまいります。そうした中では、国も、老人クラブの活動に対しまして、充実をするような形のものを出しております。それぞれ今後の老人クラブの活動支援につきまして、市でも力を入れて進めてまいりたいと思います。そうしたことによって加入者の増加につながっていくという形のことを、どのようにしていくかということで、今後も力を注いでまいりたいと思いますのでお願いいたします。

石井新吾委員 それからもう1点ですけれども、敬老行事補助金ということで今回1人あたり200円の減額

になっているのですけれど、先ほどの老人クラブの活動あるいは敬老行事というのは、その地区の区のほうで助成を市からもらうのとはほかに、各地区の区から出ている金額というものが多いわけです。今回この200円減額ということで、去年までやってきたことをまた本年度もやろうという時には、区の負担がまた大きくなるわけですが、この敬老行事をやるのにお年寄りに会費を出せというようなことはできませんので、そういったことはどう考えておられますか。

長寿課長 敬老会はそれぞれ各区単位で実施をされているところでございますが、金額的に200円下げたという状況の中では、老人福祉計画中の中での金額をそのようにするというので、ここまでも徐々にこうしていくべきだということもありました。そうした中で、区長会の理事会のほうへ本年度は出席をさせていただきまして、1,700円を1人あたり1500円ということで進めたいということで御相談申し上げまして、こうした状況の中ではやむを得ないのではないかとといったところで、お考えいただく中で今回こうした取り組みをしているわけでございますので、そんな点につきましてはお願いいたします。

石井新吾委員 これから老人がふえていくという中で、今までやってきた老人に対するサービスの低下につながるような施策は、私は本来ではないと思うのですが、人数がふえて予算がかかるからというような安易な理由だけではなく、本当に高齢者いきがづくり事業ということでやっていますので、そういったことも考慮する中で、やはりお年寄りの皆さんが元気でいろいろな所に、こういった行事に出て生きがいを持って、お年寄りの交流の場をもっていくためにも、金額を下げるというような方法ではなくて、やりやすいような形をもっと市でも考えてもらいたいと思います。これは要望です。

長寿課長 敬老行事、来年度は8,300人を予定しておりまして、参加されなくても全員の方に金額をという形で算定しております。出席者がだいぶ減ってきているというような状況もございまして、そうした中で今回もこうした対応もございまして、出席者になるべくまた増加していくような傾向の中で、とらえてまいりたいと思いますのでお願いします。

先ほどの老人クラブの活性化の中で、1件申し落としましたけれども、老人クラブの中に活性化推進委員会という会議を皆さんで設置しまして、いかに活性化をさせていくかということも検討されておりますので、申し添えさせていただきます。

委員長 良いですか。ほかにありますか。

副委員長 前に戻りますが、137ページ、ふれあいセンター洗馬指定管理委託料というものがありますけれども、その利用者も当初オープンした時よりもどんどん増えてきて、好評過ぎるくらいの結果が出ているのですが、その清掃はどのような形で行われていますか。施設と入浴施設と両方あると思うのですが、

福祉課長 詳しい内容は、係長のほうで把握していますので説明させます。

地域福祉係長 清掃につきましては、主としまして入浴に係る浴室関係の清掃はシルバー人材センターも組んで、毎朝対応していただいております。業務終業後につきましては、センターの職員がそれぞれ最後の後始末ということで清掃をしております。施設全体につきましても、清掃等につきましては職員のほうで掃除機等日常の清掃を対応させていただいております。

副委員長 入浴ですけれども、利用量の多い日は1日に何人くらい、男女違いがあるかと思うのですが、入られますか。

地域福祉係長 多い時でございますけれども、団体の申し込み等もございまして、280人ほど1日に来られる日もございます。

副委員長 男女一緒の数ですか。

地域福祉係長 一緒でございます。

副委員長 そこを利用する方の声の中に、やはり団体で利用される日は特に浴槽、湯船の汚れなどがすごく目立つということで、衛生面ですとかレジオネラ菌とかいろいろ心配される方の声があるのですけれども、浴槽のお湯も毎日入れ替えているということですね。

福祉課長 実は、利用者の方の中からお風呂が汚いという御意見が匿名でありまして、私どももふれあいセンターの所長、社協の事務局、私ども、利用委員会というものがセンターの中にあります。それは利用されている地元の方でありますとか、地元以外の方も入っておりますが、その関係でお風呂の関係を調査いたしました。確かに団体で大勢入られますと、脱衣室がかごをめいっぱい並べてしまって、お掃除する余地どころか、足の踏み場もない状態になりまして、その時になかなか困難であります。職員が極力入って、できる限りその時にはできる範囲でお掃除をやっている。実際に塩素というものが自動的に注入されてはいるのですけれども、職員が2時間おきに塩素濃度を測っております。塩素の濃度が、利用が多いとお湯がたくさん流れますので塩素濃度が減ります。測って基準よりも減っている時には職員が足しております。実際にそういう御意見があったものですか、お湯を取って調べてみて、水質検査をいたしました。その結果、異常はございませんでした。

もう一つ、利用が多い時になるべく汚い上水が流れるように、水位を可能な限り上げまして、人が入れれば湯があふれるような状態になるように工夫をいたしました。

やはり職員も終了後には、朝はシルバーさんがやりまして、職員が夜終わった後にやるわけなんですけれども、なかなか毎日毎日やっても手が隅々までというわけにはいかないと思います。どうしても中間で職員が入ってお掃除ができればよいのですけれども、ずっと継続なものですから、入れない時もありまして、そういう時にも努力してできるところはやっていますのですが、やはり中間的にそういう状態がでてしまうかと思っております。これが、例えば昼間の1時間利用を止めて、12時から2時の間はお風呂をやめるといふのであれば、その間にシルバーさん等に入っていていただいておりますが、それは不可能であるということでもあります。

お風呂の水は1週間に1度ですが、ただし同じ水が1週間循環しているわけではございません。お湯が少なくなればどんどん足されていきますので、言うなれば常時水がたまっているというような状態でございます。

副委員長 それで、個々に利用される方は、事前に人数を把握することはできないと思うのですけれども、団体で利用される方は事前に連絡をいただいているとか、予約をいただいているというようなことはありますか。

福祉課長 団体利用の場合によって、横にありますお部屋を使う場合には、これは占有になりますので、予め団体の利用申し込みをしていただきまして、人数の把握はできます。今現在もしております。

副委員長 浴槽のところや着替えのところは窮屈で、お掃除もできないくらいとても利用率が高いというお話でしたけれども、やはり高齢者の方もかなり利用されていますので、滑って転んだり、荷物、それから衣類にひっかかって転んだりとか、いろいろな危険性も考えられますので、やはり安全第一で運営をしていただくことが大事かと思っておりますので、その辺をまた検討していただけたらと思っておりますので、要望をします。以上です。

金子勝寿委員 関連で、この予算書で指定管理者に委託料を払っているのと、別立てでこの4項目の修繕費とか清掃委託料とかを出しているのは、何か理由があるのでしょうか。

福祉課長 このふれあいセンター施設維持費につきましては、ふれあいセンター洗馬だけではございません。これから実施計画を載せてあります、仮称ふれあいセンター広丘の関係もございますし、分類でいきますとふれあいセンターは老人福祉センターの一種でございます。ですから老人福祉のほうへ計上しても良いのですけれども、一応明確にするために、これは別立てにいたしました。今後も、平成21年度の予算はこれだけなのですけれども、そのうち段々にいろいろな科目がふえて、必要に応じて例えば設計委託料でありますとか、このように段々ふえていくような形になると思います。

金子勝寿委員 すみません。質問の仕方が悪かったです。指定管理委託料の中に清掃費や自動車等借上料や施設等補修が入らないというのはどういうことか。

福祉課長 その意味ですけど、この営繕修繕料、清掃委託料は意味が違います。

ふれあいセンター洗馬指定管理委託料の中には、当然清掃業務も入っております。上に出してありますこの営繕修繕料は、社協へ委託した中でできない部分の、福祉課としてやらなければいけない営繕の部分がありまして、清掃委託料、これは要するにふれあいセンター洗馬ではなくて、旧桔梗荘の跡地の草刈り業務のための清掃委託料です。

金子勝寿委員 もう1つ。入浴される方が今たくさんいてなかなか盛況だという点と、なかなか数が多くて管理できないという部分も浮き彫りになったのですが、この入浴料を取る取らないという話は、その後行改の委員会でも研究しますという回答はいただいたのですが、どのように担当部署でお考えなのか、もう一度改めて説明願います。

福祉課長 ふれあいセンター洗馬の利用料につきましては、前回の委員会で御質問いただきまして、すぐどうこうということはできないかと思っておりますけれども、ただ利用者の方の中からも若干の利用料を取っても良いのではないかというお声も出ております。監査員のほうからも、これは利用料をいただくべきではないかというふうな指摘もございますので、今すぐどうこうということはないのですが、前回も申し上げましたとおり、次年度から少し、ふれあいセンター広丘ができた時点では考えなくてはいけないうことで、研究をしてみたいと思っております。

金子勝寿委員 今、どうこうできないという理由は何ですか。

福祉課長 ふれあいセンター洗馬ができてからまだ1年しか経っていないということもありますし、中には利用料を取っても良いという方もおいでになりますけれども、無料であるべきだという方もおります。その兼ね合いがなかなか、そう簡単にはいきませんし、やはりそうしますとほかの老人福祉センターはどうするかという問題もでてまいります。それで、今すぐには値上げはしないと言うか、利用料は取らないという方向で、時間をかけて検討をしていきたいということでございます。

金子勝寿委員 ほかの福祉センターは、65歳以上は無料とかいろいろあるわけですね。今回、この洗馬のふれあいセンターは、お聞きすると一般の方も入られていると言われる。その兼ね合いでの指摘があって、有料にしたほうが良いのではないかという声をいただいているのですが、今できないというのが少し理由になっていないと思うのですが、もう一度答弁いただけますか。もしくは、法制度上どうしてもできないというのであれ

ば、その理由を示してもらえれば良いのですが。

福祉課長 すぐできない理由というのは、まず条例を直さなければいけません。条例規則です。条例規則がすぐ直せるのであれば良いのですが、これは利用者の方や関係にそれぞれ御意見を聞かないと、やはり一たん無料としたものをすぐというのはむずかしいかと思います。まず条例がむずかしいです。

福祉事業部長 福祉事業部では現在、仮称広丘ふれあいセンターの建設を目指しているのですが、広丘ができた時に、各地区にあります老人福祉センターの利用形態を見直したいという思いもありますので、その時点で各地区の老人福祉センターの利用形態、利用料、また2つの地域福祉センターをどうしていくかということを含めまして、広丘ができるまでにしっかり検討したいと思っています。

金子勝寿委員 収入役にお尋ねしたいのですが、今、利用料という話をだしたというのは、1日マックスで280人くらいあると、1人に300円を単純な計算でかけると、5万円くらい入ってくるわけです。単純な仮定の話で、市の財布を預かる身として、こういう形で最低限の必要料を取る取らないという部分は、どのようにお考えなのか、逆に取ることによって今の問題点を改善できる手当の費用としても捻出できると思うのですが、この辺をどのようにお考えなのか答弁を。

収入役 ふれあいセンター洗馬ができたときに、年齢制限を設けずフリーに全市のということの中で、有料にすべきか、無料でいくべきかということですが、地元との協議あるいは一般的な話の中で相当議論をした上で、当面、無料でいきましょうということで条例を提案して、お認めをいただいたということでありました。ただ、今話を聞いていますと、1日200人が入浴というのは、どこの入浴施設を見ても異常でありますし、衛生面も確かに大変だと思います。監査員等からも指摘があったわけですが、中身を調べたわけではありませんが、毎日恒常的に家庭の風呂と同じように入っているという方もお聞きするものですから、そういったことを考えたりいろいろしていくと、やはり近い将来は有料にして、しっかりした設備の中で入っていただくという方向ではないかと思うのですが、先ほど福祉事業部でいろいろな計画もあったり、見直しもしていただけたということでもありますので、それまで待ちたいと思いますが、個人的にはそのような意味でいくらかいただいて、施設の良好なところで利用いただくのが良いのではないかと考えております。トータルで福祉事業部で検討していただけたと思いますので、そのようなところでよろしく願いいたします。

石井新吾委員 大変盛況で地元の議員としては非常に喜ばしいことなのですが、駐車場の問題があるのですけれども、現在の状況からいって、現在は集荷場のところをお借りしてやっているということなのですが、現状の駐車場としては、何台分くらい不足しているかというのは、統計をとってありますか。

委員長 それでは、その質問の答弁から午後をしたいと思いますので、この時計で午後1時10分まで休憩いたします。

午後12時10分 休憩

午後 1時10分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開します。午前中に引き続き審査を行います。石井委員の答弁からお願いいたします。

福祉課長 先ほど石井委員さんからふれあいセンターの駐車場の台数を聞かれましたが、ふれあいセンターに

つきましては25台、今、お借りしております農協の集荷場につきましては20台ということでございます。以上です。

石井新吾委員 農協の方の20台分というのは、これから出荷が4月、5月になると始まるのですけれども、そちらの対応はどうなっていますか。

福祉課長 農協につきましては、冬期間だけというお約束でお借りしておりますので、4月になりまして使うようになりまして、あそこは使えないわけでございますが、当分、そのまわりは優良農地でございますが、すぐどうこうできないものですから。ただ駐車場は確かに不足していると思いますので、現在まわりの農地になりませんが、なんとかそういう可能性はないかどうかということで、各方面に当たっているところでございます。これはまだ未確定の要素がかなりあるものですから、今は詳しくは申し上げられませんが、なるべく早く駐車場の確保ということで進めてまいりたいと思っております。

石井新吾委員 今、ふれあいセンターの利用については使用料といいますが利用料がなく、利用者が多いというようなことで、また2、3年くらい先に利用料が発生するようなことになった場合は、また利用者の数も変わってくると思うのですけれども、そういったことも考えて駐車場の広さも考えていただけますか。

福祉課長 駐車場につきましては、確かに御指摘のとおり仮称ふれあいセンター広丘の関係があったり、有料化したりすると減ってくる可能性もあります。ですから、市といたしましては、駐車場の確保につきましては、借りるという方向でできないかと今、検討しております。

委員長 良いですか。すみません私の方から、今のふれあいセンターのことなのですが、収入役さんからも御答弁いただいておりますが、やはり受益者負担と言いますか、そういったことがいろいろな分野で広がっている中で、必ずしも無料であるということ、それは税金を使ってやっていることなので公平にという意味もありますけれども、利用しているほうの側からも、先ほどの話でもありましたけれども、金額についてはまた皆でいろいろ話し合ったり、情報を得てもらいたいと思いますが、そのほうが利用しやすいという声も、いろいろな分野でそういったことは出ていることで、私も以前に講演会などの託児などのことでも、実際にそれを利用するお母さん達からそういった声も聞いて、また利用する人達も責任をもって、託児に預けられる、預ける方も責任をもってそれを利用できるというような声すら出たり、あるいはハッピーハロウィンのような行事などでも、当然最初の1年目は無料だったのですが、取っていただいた方がすごく気持ちよく参加できるというような声もありまして、これからいろいろな声を聞いていく中で、決めていくということだというお話だったので、そうしていただけたらと思いますが、よりいろいろな範囲の中から声を拾って、良い方向にさせていただけたらということをお私からも要望したいと思います。

柴田博委員 147ページの一番下の福祉医療費給付金の関連なのですが、一般質問でも少しお聞きしたのですが、レセプト当たり300円を今、とっているわけなのですが、その300円というのはどういう形で使われているわけでしょうか。

福祉課長 300円の件でございますけれども、300円というのはあくまでも自己負担分ということで、医療機関がもらっているものでございます。手数料ではございません。県によりましては、全く無料という所もあるようでして、窓口が無料でないのがありまして、長野県に来ると、いついつの新聞に300円の件が随分出ましたけれども、何で長野県は手数料うんぬんという投書があったようでございますが、手数料ではございません。

例えば医療費の保険自己負担分が3,500円あったといたしますと、窓口では300円を払いまして、窓口では一回立て替えます。立て替えていただいた3,500円を払ったというデータが、医療機関から国保連へレセプトでまわって、国保連から市町村へまいります。市町村ではそれを見まして、この方はこの月に3,500円立て替えてあるので、自己負担分が3,500円ある、そうすると今の決まりでは御本人の自己負担分は300円で、あとの分については県と市で払うべきものということで、立て替えていただいた分から300円を引いた3,200円を御本人の口座に振り込んでいるわけです。ですから、自己負担分を県と市、本人とで分けているという形になりますので、300円は医療機関へそのままお支払いしたままということになります。

柴田博委員 300円をそのようにとっているということで、いろいろ事務も余計な事務もあると思うのですが、その辺の経費等には使われていない、300円は丸々医療機関ですか。

福祉課長 先ほど少し御説明申し上げましたが、147ページのところに審査集計事務委託料2,435万3,000円。これが国保連でありますとか、医療機関へいく手数料とさせていただいてよろしいかと思います。

柴田博委員 そうすると今の300円が500円になった場合も、500円丸々医療機関にいて、その分だけ県と市が負担分が100円ずつ少なくなるという解釈で良いですか。

福祉課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにありますか。

副委員長 161ページの自立・就労支援推進事業の件ですけれども、今こういう経済状況で、一般の方でも資格を取って就職、転職をして就職を探そうということが多く中で、特に母子家庭の方にこういう制度があることはとても良いことだと思いますけれども、母子家庭の方がこういう制度があるということを、どのように知られるのか教えてください。

福祉課長 母子家庭といえますのは、離婚等によりまして母子家庭になられた方は、児童手当、児童給付手当等々がございまして、福祉課へ来ていただきます。そこにうちの母子自立支援員がおりまして、母子家庭になった場合に、いろいろな施策のパンフレットがございまして説明してございます。そこにもこの自立支援教育訓練給付金でありますとか、高等技能訓練促進費等のことが書いてありまして、説明させていただいております。

副委員長 訓練の内容によっては、資格試験があったり国家試験があったりするものもあると思うのですが、返済義務というか、それも発生してくると思うのですが、それはどういう形になっているのですか。

福祉課長 この2つの給付金につきましては、貸付けではございません。給付でございますので、返済は生じておりません。

副委員長 そうすると資格が取れても、取れなくても、それに関わらず生活費と学費が給付されるということですか。

福祉課長 すみません、失礼いたしました。資格を取るということが前提でございます。取れなかった場合です。過去に取れなかった方は1人もおりませんが、一応例えば講座であれば受講した後ですし、領収書等の貼付を必ず求めておりますので。受講料を払ったが取れなかったというケースは、想定していませんでしたので。

副委員長 それに関連して、その後就職に就くというための学習、資格だと思うのでうけれども、その就職先も勉強した、または資格をとったことに関連した先に就職するかどうか関わってきますか、その返済の内容によっては、

福祉課長 そこまでは求めておりません。例えば資格のための講座とか、お仕事をもちながら通っている方もおいでになりますし、看護学校などの場合には、勤務しながらはむずかしいかとは思いますが、そこまでは一応縛ってはおりません。あくまでも御本人のスキルアップのための資格ということで、支援しております。

副委員長 わかりました。

委員長 ほかにありますか。すみません、私から1点お願いします。161ページのDVの対策支援ですけれども、一括してやるようになってということで、また相談員の方も、相談員と言うか説明に関する方も来ていただくということですが、確認ですけれど、今までは男女共同参画のほうが窓口的な意味を果たしていて、こちらの部署ではシェルター的な意味で事業をしていたという意味で良かったでしょうか。

福祉課長 現状で申し上げますと、まず、今、男女共同参画課のほうへ相談にまいります。もちろん、男女共同参画課ではなくて、暮らしの相談室でありますとか、あるいは福祉事務所へ直接ということもありますけれども、そこで男女共同参画課が振り分けをいたしまして、これはドメスティック・バイオレンスというふう思ったときには、すぐにこちらへ召集がかかります。それですぐに飛んでいきまして、お子さんがいれば家庭教育室も含め、それと住居の関係とかがあれば、住宅のほうも呼んだりいたしまして、何よりも県のほうへもすぐに相談いたしまして、関係をとって当たっております。

実際問題は措置権があるのは福祉事務所なものですから、男女共同参画課では措置権がございません。ですから、そういう事例が発生した場合には、私どもが例えば母子支援施設に手配をするとか、措置費を払うとか、そのような内容をするのですが、今現在でも、福祉事務所がやっております。それを明確化するというので、予算をこちらのほうへ付けて、相談員もこちらへ1人付けるというものでございます。

副委員長 今の関連ですが、引き続き男女課のほうの女性相談の部門は残していただいて、必要があればこちらのほうへ連携をとっていただくということでよろしいですか。

福祉課長 そのとおりです。女性相談は引き続き男女共同参画課の相談員が継続いたしますし、部門がドメスティック・バイオレンス、こちらに変わったからといって、関係が切れるわけではございませんので、引き続き連携をとってやるつもりであります。

委員長 よろしいですか。この相談は自分の市に住んでいる人だけではなくて、他市にそれぞれが相談し合うというか、その方が相談しやすいというようなこともあって、そういった例もあるように聞きます。啓発事業ということも、既にやっているわけですが、そういったことも連携してしっかりやっていただけたらと思います。

ほかにありますか。

副委員長 141ページと145ページの2つに関係のあることで、重度心身障害者等家庭介護者慰労金と要介護者家庭介護者慰労金が、今回、額が下がるわけですが、先ほど介護福祉制度の関係で説明がありましたけれども、やはり今までにいただいていた方が、額が下がるということはそれなりの期待のすれ違いというか、そんな部分もあるかと思っておりますけれども、これをいただいている方の御意見といただけない方の御意見というものが、たぶん市の方へもいろいろ届いているかと思うのですが、どのような声が届いているのか、少しお聞かせ願えますか。

長寿課長 この金額につきましては、年度がかわりまして介護者通信等がございますので、その通信につきま

しては要介護を受けられている、要支援を受けられている御家庭には全戸配布するように了解をしておりますので、そうした中で金額につきましてはお知らせをしていくという形で進めていきたいと思っております。そうした形での金額の周知は図ってまいります。

慰労金に対するの反応ということでございますが、毎年度、慰労金の給付が続いておりますので、給付を受けたということで改めてそういった、受けたことについての御意見というのはあまり状況的な中では聞かない状況ですが、たまたま条件が変わって受けられなくなったというような方もありまして、そうした方はどうして受けられなくなったかということの照会がくる中では、状況をお話して御理解をいただくという状況でございます。

副委員長 この制度は、もともと介護福祉制度ができる以前の制度だというふうに理解をしているわけですが、この家庭介護慰労金という言葉が、もらえなかった方も同じように介護をしているのに、もらえた方ももらえない方もいるということで、基準はあるのですけれども不公平感を感じる部分かと思うわけです。

介護保険制度の別メニューのような形で、事業名の言葉をかえてこの制度を維持していくようなお考えはありますでしょうか。

長寿課長 この制度につきましては、始まったのは、市では昭和50年から始めてきておりまして、金額等の変遷、金額の変更もございますが、ただ今の制度になりましたのは平成19年度で要介護2を廃止するとか、そういうような経過できて、今は要介護3、4、5ということなのですが、今回は金額を減額ということでございますが、県内でも介護保険を利用している方は慰労金の額を下げるとか、そうした市も出てきております。それから、県外にいきますと、介護慰労金を使っていると支給をしないということも状況で出てきておりまして、この慰労金につきましては、家族介護から介護保険制度が平成12年に始まって社会的介護という形になってきたという中では、これからも減額している市町村が多いという状況の中では、見直しが図られていくのではないかと、また必要もあるのではないかと考えております。

県は昭和49年から始めていたのですが、平成15年度には介護保険が始まったあとで廃止をしておりますし、市でも2市くらいが既に廃止といったところもありますので、介護を利用する、介護サービスを受けるといったことの中では、減額とか、そうした方向がこれからも進んでいくのではないかと考えております。

副委員長 なるべく市民の皆さんが平等に感じる、誤解のないような形の、名前を変えるとか、どうしたら良いのか、またしっかり検討していただければと思います。

中野長助委員 169ページの生活保護扶助費のことでお聞きしたいのですが、昨年からのこの景気の中で解雇された、失職されたというようなことで、困った方は生活保護の道がありますというような文書が結構出ているのだけれども、困ったときの駆け込み寺式のようなことになっていけないうのだけれども、塩尻市の生活保護を受けられる条件を説明してください。

福祉課長 生保の条件というのは、生活保護法で全国同じように決まっております。当市の現況といいますが、詳しくは係長から申し上げます。

障害福祉係長 生活保護の場合は、国で、その世帯人員とか年齢とか、そういう中で最低生活費というものが定められております。その最低生活費に対して、経常的な収入とか預貯金とか財産とか、それらを見る中で、経常的に最低生活費を割り込むような状態にあるかどうかというようなところで、要保護状態かどうかという判断をしております。

中野長勲委員 そうすると結果的には、そういう家族なり人達が、昨年からふえているという考え方で良いわけですか。

障害福祉係長 やはり、派遣村などの報道がされる中で、今まで派遣などで収入を得ていたのだけれども、解雇をされて預貯金もない、今後の収入もないというような現状の中で、要保護状態であるというふうに認められる場合については、保護の申請を指導しております。

中野長勲委員 それを調査して認めるというのは、どこの時点で誰が認めているわけですか。

障害福祉係長 申請をいただきまして、原則2週間の調査期間を設けております。その中で預貯金、扶養義務等の調査をいたしまして、2週間以内に福祉事務所の中でケース診断会議を開催しまして、その中で要保護状態で決定が妥当かどうかという判断を、福祉事務所のケース診断会議で決定をしまして、決定した場合については、保護の決定通知書を出すという形になっております。

中野長勲委員 以前はなかなか、こういった生活保護を受けているということは明らかにされなかったのだけれども、今こういう時代になって、ますますそういうことも厳しくなっているのだけれども、例えば地元の、私は片丘だから片丘地区にはその程度を知っているという人は、民生委員くらいは知っているのでしょうか。

障害福祉係長 生活保護制度につきましては、一応民生委員さんは協力するということになっておりますけれども、区長さんには特段市のほうから情報提供というものはしておりません。

中野長勲委員 そうすると、それぞれの区には、各個人の負担金というものがあるのだけれども、そういう人にはわからないということですね、区では。

障害福祉係長 民生委員さんには場合によってはと言うか、いろいろ支援をいただいているものですから、民生委員さんにはお願いしている部分はありますけれども、特に行政連絡長の立場である区長さんには、個人のプライバシーもございますので、生活保護の受給については特段通知はしておりません。ただ、子供などがいる場合には、学校長とかそういうところには通知をしております。

中野長勲委員 良いです、わかりました。

委員長 ほかにありますか。

石井新吾委員 今のことに関連しまして、生活保護の認定をした後ですけれども、どのくらいの期間ごとに調査と言いますか、そういったものを実施しているわけですか。

福祉課長 保護が決定いたしまして、その後、ケースワーカーが訪問いたしますが、その訪問の回数も決められておりますから、係長から御説明申し上げます。

生活福祉係長 通常、新規で保護になった場合は、原則最低1年間は月1回の訪問調査をしております。あと、年1回、税務課等による所得の調査、扶養義務者の調査を行っております。

石井新吾委員 もう1点。その下の中国残留邦人生活支援給付金ということで、昨年より件数では同じなのですが、平成20年度の7件、平成21年度も7世帯ということで金額が少なくなっているのですけれども、これはこういった方々の所得状況が良くなったということですか。

福祉課長 これにつきましては中身的には変わっておりません。実は平成20年4月からこの制度が創設でございまして、予算を立てるにあたりまして若干多めに見てしまったのでこういう結果でございますが、中身は変わっておりません。

石井新吾委員 はい、わかりました。

委員長 ほかにありますか。なければ議案14号について、福祉事業部に係る部分の審査を終了します。なお、討論および採決はすべての審査終了後に一括して行います。次に進みます。

議案第20号 平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計予算

委員長 議案第20号平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 それでは、予算書の464ページをお開きいただきたいと思います。議案第20号平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計予算は、第1条歳入歳出にございます歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億9,943万3,000円と定めるものでございます。

平成21年度につきましては、平成12年度に介護保険制度が始まってから10年目を迎えます。なお、平成21年度から平成23年度までの3カ年を計画期間といたします、第4期介護保険事業計画の初年度になります。この計画等で見込まれます介護サービス料等による、平成21年度分の計画値を計上するものでございます。また先ほどの議案書でお認めいただきました、介護保険条例の改正および介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の内容に基づく介護保険料等を計上するものでございます。

それでは、歳出から申し上げます。481、482ページをお願いいたします。なお予算説明資料につきましては、30ページから32ページにございますのでお願いいたします。

1款総務費1項総務管理費につきましては、この事業に係る事務費でございます。

予算書のほうで申し上げますのでお願いいたします。次の2項介護認定審査会費でございますが、介護認定に係る経費でございます。認定調査員につきましては認定調査員報酬にございます6人でございます。

483、484ページをお願いいたします。下の段に2款保険給付費がございます。この保険給付費につきましては492ページまででございます。492ページまでのそれぞれの給付費等の額につきまして、合計額は39億9,900万円余となりますが、前年度と比べまして2,070万円余、0.5パーセントの増となっております。

1項の介護サービス等諸費でございますが、要介護1から要介護5の認定者に係る介護サービスの給付費でございます。要介護認定者数につきましては、年度中を平均いたしまして2,097人を見込んでおります。説明欄の居宅介護サービス給付費は、訪問、通所、短期入所、福祉用具貸与、住宅改修等のサービス給付費でございます。前年度と比べまして8,727万円、5.7パーセントの減であります。

次に485、486ページをお願いいたします。説明欄一番上の、地域密着型介護サービス給付費につきましては、小規模多機能居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症グループホーム等のサービス給付費でございます。前年度と比べまして8,290万円、21.1パーセントの増であります。

次の施設介護サービス給付費につきましては、介護保険3施設に係るサービス給付費でございます。前年度と比べ710万円の増でございます。ほぼ横ばいの状況でございます。

次に下のほうの款項の欄の2項の介護予防サービス等諸費でございますが、これは要支援1および要支援2の認定者に係る介護予防サービス給付費でございます。要支援認定者数につきましては、567人を見込んでおり

ます。説明欄に介護予防サービス給付費がございますが、介護予防に係る訪問、通所、短期入所、福祉用具貸与、住宅改修等のサービスの給付費でございます。前年度と比べまして4,725万円、65.2パーセントの増であります。

次に487、488ページをお願いいたします。款項の欄の3つ目のところに、3項高額介護サービス等費がございますが、これは利用者負担の上限額を超えた場合に、超えた分の給付を行うものでございます。

489、490ページをお願いいたします。保険給付費の次に4項の高額医療合算介護サービス等費がございますが、160万円でございます。140万円と20万円でその額でございますが、このサービス費につきましては、平成21年度から新たに始まるサービスでございます。介護保険のサービスを利用したときの自己負担額と医療の自己負担額が高額になりました時には、それぞれに月額で限度額が設けられておりますが、更にそれを合算して年額で限度額を設ける制度が創設されたものでございます。この制度によりまして、負担を軽減いたしまして、介護や医療のサービスを利用しやすくできるとされるものでございます。

款項の欄の6項の特定入所者介護サービス等費でございますが、施設入所での短期入所を含めますが、食費と居住費につきまして、低所得者の負担の軽減を図る給付でございます。

491、492ページをお願いいたします。款項の欄の3つ目のところの3款、地域支援事業費でございますが、平成18年度に創設された事業でございますが、法定で保険給付費の3パーセント以内の額とされるものでございます。地域支援事業費としまして496ページまででございますが、全体では1億1,900万円でございます。前年度と比べまして700万円、6.3パーセントの増でございます。説明欄の介護予防特定高齢者施策事業につきましては、特定介護高齢者ということで、対象者数は846人を見込んでおりまして、事業参加者につきましては560人を見込んでおります。3つ目の黒ぽつに介護予防事業委託料がございますが、この委託料につきましては、運動器、口腔機能の向上や栄養改善、お出かけサロン等の事業を委託するものでございます。

次の白丸に特定高齢者把握事業がございますが、2,188万4,000円でございます。この事業につきましては、医療制度改革によりまして老人保健事業が廃止されました。平成20年度からは地域支援事業で行うとされたものでございまして、ここでの事業内容といたしましては、基本別チェックリストを1万5,000人に送付いたしまして、返信を見込むものでございまして、その結果で生活機能評価を行う対象者を2,900人に見込んでおります。

次の白丸の介護予防一般高齢者施策事業でございますが、65歳以上の高齢者全員を対象といたしておりまして、1万5,670人を対象として事業を行うものでございます。

493、494ページをお願いいたします。2項包括的支援事業及び任意事業費でございますが、これは地域包括支援センターの運営に係る経費でございますが、1目の包括的支援事業は高齢者の総合相談をはじめといたしまして、特定高齢者の介護予防プランの作成、介護支援専門員、ケアマネージャー等の支援業務を行うといった事業を行うものでございます。

説明欄の黒ぽつの下から4つ目に、高齢者等相談窓口等委託料878万9,000円につきましては、新たに地域包括支援センターのランチ6カ所分の委託料でございます。平成20年度までにつきましては、一般会計の在宅介護支援センター運営事業費中にごさいましたが、それを移行するものでございます。

495、496ページをお願いいたします。目の欄の2目の任意事業費でございますが、説明欄に介護相談員派遣事業がございますが、相談員7人体制で前年度と比べまして1人増員をしております。介護保険事業所へ相談員の派遣を行いまして、事業所における介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする事業でございます。

497、498ページをお願いいたします。款項欄の5款の介護サービス事業費につきましては、地域包括支援センターが介護予防支援業務といたしまして、要支援1、2の認定者の介護予防プランの作成に係る業務でございます。事業者事業分とされる事業でございます。以上、歳出でございます。

歳入につきましては、471ページ、472ページをお願いいたします。ただ今の、歳出に対する歳入でございます。第1款の保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者保険料でございます。第1号被保険者数につきましては、年度中を平均いたしまして15,670人を見込んでおります。それから、第3款の国庫支出金を充てるものでございます。

それから、473、474ページの第4款の支払い基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料でございます。

次の第5款の県支出金、475、476ページに第6款の繰入金中の第1項一般会計繰入金につきましては、市の繰入金でございます。第2項の基金繰入金につきましては、2つの基金からの繰入金でございます。

以上の5項目の歳入で、全体で41億8,200万円余となりますが、歳入全体で19.6パーセントを占めるものでございます。先ほど、歳出について申しあげましたけれども、この歳出に対する財源充当といたしましては、保険料と公費の法定での負担割合でございますが、説明欄に、それぞれの割合等の説明がございますが、それを要約いたしますと、歳出総務費は6,400万円余でございましたが、この総務費につきましては、市が100パーセントを負担するものでございます。

それから、歳出、保険給付費は、39億9,900万円余、それと、地域支援事業費中の介護予防事業費が6,600万円余、この2つにつきましては、保険料が50パーセントを負担、公費が50パーセントを負担するものでございまして、この内訳につきましては、保険料の50パーセントは、第1号被保険者が20パーセント、第2号被保険者が30パーセントでございまして、公費の50パーセントにつきましては、国、県が37.5パーセント、市が12.5パーセントの負担でございます。

それから、歳出の地域支援事業費中の包括的支援事業と任意事業の5,200万円余に対しましては、保険料が20パーセントで、公費が80パーセントでございます。この内訳につきましては、保険料の20パーセントは、第1号被保険者が負担をするものでございまして、公費の80パーセントは、国、県が60パーセント、市が20パーセントの負担でございます。

基金繰入金の財源充当でございますが、476ページを御覧いただきたいと思っております。説明欄の下から2行目にございますが、介護保健支払準備基金繰入金の1,333万7,000円は、第4期中に同基金から6,900万円を繰り入れる計画としておりますが、この繰り入れにつきましては、第3期中に準備基金として積み立てた内から、6,900万円を繰り入れるものでございますが、平成21年度分での繰入金の分でございます。それから、この6,900万円の繰り入れによりまして、第1号被保険者の保険料を、3年間の平均で、月額約120円引き下げるといって見込んでいるものでございます。

その次の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金1,084万6,000円がございますが、さきほどの議案

でお認めをいただきました塩尻市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定による設置の基金からのものがございます。平成21年度分を繰り入れるものがございます。第1号被保険者の保険料の軽減分の基金につきましては、3,253万8,000円の交付を受けるものがございますが、3年間、均等の繰り入れといたしまして、1,084万6,000円になるものがございます。この繰り入れによりまして、第4期中の3年間を平均いたしますと、この基金によりまして第1号保険料の上昇を抑制するということでの交付を受けるわけですが、第4期中3年間の平均で約60円の抑制を見込んでおります。これは、第3期中の保険料の月額3,980円は、この基金がございませんと、4,310円の330円増額で8.3パーセントのアップになるというものを、基準月額4,250円の270円の増額に抑えまして、アップ分を6.8パーセントに抑えるものがございます。また、このほかに、この軽減に係る基金の広報啓発と、システムの処理等の経費に充てる分313万4,000円を基金に積み立てるものとして、国から、このほかに受けまされども、この予算計上中には確定をしておりませんでしたので、のせかえをさせていただきたいと思っておりますのでお願いをいたします。なお、この分につきましては、広報啓発とシステム処理につきましては、3年間の均等でいけるのではなく、平成21年度、単年度で繰り入れるものとしております。以上、介護保険事業特別会計予算の概要でございます。

委員長 ただ今説明を受けましたが、委員の皆さんより御質問がありましたらお願いします。

石井新吾委員 492ページの介護予防一般高齢者施策事業ということで、下から2つ目の黒ぼつ、いきいき貯筋倶楽部事業委託料ということですが、この事業内容というのか、昨年の状況、平成20年度の状況を少しお聞かせください。

地域包括支援センター所長 このいきいき貯金クラブ事業は、各地区の公民館事業と共催をいたしまして行っております。各地区、年に1回、12回コースなのですが年1回と、それから、広丘地区だけ2回行っております。全部で132回というふうになっておりますが、そちらは、65歳以上の高齢者の方が対象で行っております。

石井新吾委員 平成19年度から比べると、参加人数等はふえていますか。

地域包括支援センター所長 今、数字が出せなくて申しわけないのですが、昨年度は1,632人が参加していただいております。聞いているところでは、今、1,800人くらいになると思いますので、人数的には、教室が1回分ふえておりますので、その分以上にふえているものと思われま。

石井新吾委員 年1回というのは、もう少し回数を増やすような方法というのは、これは、何かの機会のときに65歳以上の方が集まるような機会の時にやっておられるのか。このためだけにやっておられるのか。

地域包括支援センター所長 こちらは、公民館事業と共催をしておりますので、公民館のほうでも日程をつめていただきまして、その会によってやっております。その時にやっておりますので、ほかのものと一緒にやっているということはないです。これ、そのものがございます。

柴田博委員 介護保険料というのか、分担のことなのですが、第1号被保険者が、今まで、全体のうちの19パーセントを負担をしていたというのが、20パーセントになっているということなのですが、それは、どういう理由でそういうふうになって、どのくらいの額にふえたのかということをお願いします。

長寿課長 20パーセントと30パーセントにつきましては、65歳以上の人口と言いますが、対象の方、40歳から64歳までの方が20パーセントと30パーセントということで、比率によって、20パーセントと30パーセントに分けているということで、46歳から64歳までがそれだけ多いということです。第3期中から、

それだけ65歳以上がふえているものですから、1パーセントが変わったという状況でございます。

それから、保険料の額が1パーセントでどのくらいふえるかということでございますが、計算をしてみますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

柴田博委員 今の、受け持つパーセントなのですが、人数の比較ということですか。

長寿課長 そうでございます。

柴田博委員 はい。そうすると、どんどん65歳以上がふえていけば、どんどん上がっていくということになるわけですか。

長寿課長 はい、そうです。1パーセント相当額につきましては、係長からお答えさせていただきます。

介護保険係長 ただ今、ご質問がありました保険料についてですけれども、こちらにつきましては、保険料率が1パーセント上がった分と、65歳以上の高齢者人口も人数が変わっていくものですから、すぐに比較をすることはできませんので、そのようなことで御理解をいただければと思います。

柴田博委員 はい。

中野長勲委員 482ページの総務費の地域密着型サービス等運営委員会の委員と、その下の認定調査員が6人と、地域包括支援センターの25人ですが、この人たちは、ほとんど、ケアマネージャーという感じで良いのですか。

長寿課長 総務費中の地域密着型サービス等運営委員会の委員につきましては7人でございまして、皆さん、市民の方を委員に御委嘱申し上げているというものでございまして、地域密着型、例えば、小規模多機能でございまして、認知症グループホームを、どのように整備していくとか、箇所づけをどのようにしていくか、必要量をどのように見込むかといったことの御意見をいただく委員会としての設置になっておりまして、法定で設置をするより定められているものでございます。それから、認定調査員の6人につきましては、1日に2人から3人の認定調査に、御家庭とか、病院施設等へ出かけて認定をする調査員の嘱託員でございまして、それから、地域包括支援センターの職員につきましては、クラブ等、総合相談に従事します職員につきましては、3職種の職員がおりまして、就任ケアマネージャーと保健師と介護支援専門員ということで、2人ずつの6人ございまして、それ以外には、所長ですとか、事務系の職員がおりますけれども、そのような構成になっております。

中野長勲委員 そうすると、この運営委員会については、ケアマネージャーとか、そういった資格を持っている人たちは入っていないという、全くの民間で良いのですか。

長寿課長 説明足らずで申しわけございませんが、各事業者の代表の方もおりまして、居宅介護支援事業所等からも入っている方もおりまして、その資格で入ってきているのではないのですが、団体からの代表ということで、介護支援専門員の資格を持っている方も中にはいます。

中野長勲委員 はい。良いです。

柴田博委員 475ページの歳入の繰越金ですが、予算書ではこういうふうになっているわけですが、実際には平成20年度末で決算を作って、実際に平成21年度の分に繰り越される額というのは、最終的にはどれくらいになる予定ですか。

長寿課長 繰り越しの分につきましては、国と県と第2号被保険者の保険料につきましては、平成20年度中に、介護給付金の確定前に入金がされます。実際には、介護給付費は予算より下回るという見込みでありますの

で、そうした分は平成20年度には入ってしまいますけれども、繰り越しをしましたあと、平成21年度で返還金という形で歳出を見ますので、それにつきましては残らないという状況でございます。清算に伴って、ゼロ清算になります。それ以外に考えられますのは、給付費が下がることによって保険料が残る分などにつきましては、その期間中で準備基金に積み立てる場合もございますし、繰越金で持っていて、ほかへ財源充当するということも考えられるものでございますが、まだ、平成20年度給付費が何カ月か残っておりますので、4月まで支払いをしていく中で、実績等の中でやっていきますけれども、金額的に、今、決算を見込む中では、2,000万円から3,000万円くらいにつきましては、保険料とか、そうしたものの中で、清算をするのではなく、この中にとどめておくというものになる金額が出るというのが、2,000万円から3,000万円くらいを見込んでいるような状況でございます。

委員長 ほかにありますか。私も、1点お聞きしたいのですけれども、介護従事者の処遇というようなことで、関連してなのですけれども、今度の改正で、介護に従事する皆さんの給与ですとかいろいろなことが、もう少し上がらないと、というような、職員も減ってってしまうというような状況の中で、少し期待をしている部分があったのですが、別の会合にも出ていまして、思ったより、意外に上がらないのかなというような感じもしたのですが、全体的に事業所ごとにも違うということがあるかと思うのですけれども、発表になってから以降の動向や様子でわかることがありましたらお願いします。

長寿課長 社会保障審議会におきましては、その中に、介護保険給付金分科会という分科会がございまして、今回の処遇改善につきましては、平成21年度に入ってから調査を検証していくという中では、介護保険給付金分科会の中に調査委員会を設けるというふうにされておまして、委員数につきましては、確か、6人から7人くらいでございましたが、検証をするといったことでございますので、そうした内容を今後見ていきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 松塩筑木曾の会合の中で、だいたい月1,800円くらいかというようなことをお聞きしまして、本当に少し驚いたといいますが、月18,000円くらいであっても良いのではないかとも思ったのですけれども。もちろん、事業所によっても幅があるかとは思いますが、また、そういった調査、検証の様子が数字等でわかりましたら、よろしくお願ひいたします。

ほかには、ありますでしょうか。ないようですので、議案第20号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第20号、平成21年度塩尻市介護保険事業特別会計予算については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第28号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費(1項社会福祉費8目老人医療事務費及び10目後期高齢者医療運営費を除く)、10款教育費について

委員長 議案第28号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第4号)中、歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費(1項社会福祉費8目老人医療事務費及び10目後期高齢者医療運営費を除く)

10款教育費についてを議題とし、福祉事業部関係の審査をいたします。説明を求めます。

福祉課長 補正予算の資料、第4号ということをお願いしたいと思います。42、43ページからでございます。3款民生費でございます、1目の社会福祉総務費でございます。説明欄の丸の1つ目、社会福祉事業推進費、外国人高齢者等特別給付金48万円減でございます。ここにありますが、6項の中に、外国人の心身障害者が入っております、1人分の予算を計上してございましたが、該当がございませんでしたので、その部分を減額するものでございます。

次の丸、地域福祉推進事業、NPO法人等活動補助金、これにつきましては、3カ所を予定しておりましたが、2カ所の申請でございました。NPO法人てくてくと、ジョイフルの申請でございました。1カ所分を減にするものでございます。

ボランティア活動・NPO法人等起業支援補助金、これは1カ所分計上してございましたが、本年度は該当がございませんでしたので減額をさせていただきます。

次にまいりまして、2目の障害者福祉費、丸の1つ目、障害者福祉事業、障害者自立支援対策特別対策事業補助金、地域生活支援事業給付費、この2つにつきましては、業務拡大による実績によりまして増額をお願いするものでございます。

次の丸、障害者援護事業のうち、障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当、これにつきましては、受給者見込数がほぼ確定いたしまして、受給見込数の変更による減額でございます。

その次の丸、障害者福祉扶助費のうち、重度心身障害者等家庭介護者慰労金、これは、事業確定による減額でございます。

その次の、障害者福祉サービス給付費は、サービス利用の増によります実績を勘案した上での増額でございますのでよろしくお願いたします。

次のページにまいりまして、44、45ページをお願いします。丸の、障害者にやさしいまちづくり事業、この費用弁償といえますのは、派遣通訳者、手話通訳でございますが、手話通訳を派遣しておりますけれども、その費用弁償が、実績が伸びたために増額をお願いするものでございます。

次に、3目の老人福祉費、1つ目の丸、老人福祉施設費の養護老人福祉施設措置費、これは措置費の見込額が減による減額でございます。

長寿課長 3目老人福祉費でございますが、説明欄の2つ目の白丸の、自動車等借上料51万6,000円の減額でございますが、ふれあいセンター洗馬のマイクロバスリース料の入札実績に伴う減額でございます。

次の白丸の在宅介護支援センター運営事業の地域型在宅支援センター委託料780万円の減額につきましては、決算見込みに伴うものでございます。

その次の白丸、高齢者等介護予防・生活支援事業の1,225万3,000円の減額でございますが、2つ目の黒ぼつと5つ目の黒ぼつにつきましては、介護保険事業特別会計の地域支援事業の任意事業へ組み替えるものでございます。特別会計は3パーセント以内ということで、事業費枠がございまして、歳出等の特会の減額に伴いまして組み替えを行うものでございます。

一番下の黒ぼつにつきましては、要介護者家庭介護者慰労金でございますが、給付実績に伴う減額でございます。

その次の次の、黒ぼつの、高齢者生きがいづくり事業の減額につきましては、それぞれの実績に伴いますものでございます。

次の、地域介護・福祉空間整備費の補助金2,250万円につきましては、減額でございますが、第3期介護保険事業計画の中で、本年度、整備予定をいたしました小規模多機能居宅介護施設につきまして、予定した事業者から昨年10月に建設中止の申し出がありまして、その後、公募いたしました。新たな申し出がなかったものでございまして、減額するものでございます。引き続き、第4期計画の平成21年度の中で、新たに計画を継続して建設するようにしております。

次の5目、介護保険事務費でございますが、社会福祉事業操出金の介護保険事業特別会計操出金の1,485万9,000円の減額につきましては、介護保険事業特別会計の補正予算での保険給付費等の減額に伴います法定の負担割合によるものでございます。以上でございます。

福祉課長 次に、46、47ページをお願いいたします。6目の保健福祉センター管理費でございますが、保健福祉センター、センター管理業務委託料の減額でございますが、事業費確定に伴うものでございます。

少し飛びまして、1目の児童福祉総務費、丸の3つ目、子育て応援特別手当給付事業でございます。この件につきましては、先にも、福祉教育委員会協議会で御説明申し上げましたが、いよいよ法案も通りまして、ただ今、担当課それぞれが事務処理を進めております。まず、それぞれの内訳でございますが、一般職手当、これは、職員の超過勤務手当でございます。その次の臨時職員賃金につきましては、一応、臨時職員を42日間2人お願いするということで計上させていただきました。それから、一番下の子育て応援特別手当でございますが、お1人3万6,000円ということで、950人を想定しております。

次のページをお願いいたします。48、49ページでございますが、3目の母子福祉費でございます。丸の1つ目、自立・就労支援推進事業、これにつきましては、常用雇用転換奨励金も自立支援教育訓練給付金も、本年度は該当がございませんでしたので、そっくり減額をさせていただきます。

その下の丸、児童福祉施設費というのがありますが、母子生活支援施設入所委託費43万円の増でございますが、現在、県内の某施設にドメスティック・バイオレンスによります母子の方を措置しておりまして、この方たちは6月から、そちらのほうへ行っているわけですが、今回、4月にさかのぼりまして保護単価が改正になりました。その単価の改正になった部分の増額をお願いするものでございます。

補正予算関係は以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

委員長 ただ今説明を受けましたが、ここで休憩を取りたいと思います。10分間休憩します。

午後 2時15分 休憩

午前 2時22分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開します。説明を受けましたので、委員の皆さんより御質問ありましたらお願いします。

なければ、議案第28号につきまして、福祉事業部に関係する部分の審査を終了します。なお、討論および採決は、すべての審査終了後に一括して行います。次に進みます。

議案第31号 平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

委員長 議案第31号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。説明を求めます。

長寿課長 議案つづりを御覧いただきたいと思いますが、議案第31号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、第1条、歳入歳出の予算の補正にございます。歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出それぞれ、8,653万6,000円を減額し、歳入歳出予算の増額を、歳入、歳出、それぞれ41億3,792万3,000円とするものでございます。

歳出から申し上げます。13、14ページを御覧いただきたいと思います。今回のこの補正につきましては、決算を見込む中で、それぞれの区分に従いまして補正をしているものでございますが、サービス給付費等につきましては、この特別会計では、年度所得区分は3月の利用から2月利用までが年度区分というふうに定められておりまして、今回の補正につきましては、3月利用から11月利用の9カ月分の利用実績によりまして、決算を見込む中で提示をさせていただいておりますのでお願いいたします。

2款、保険給付費でございますが、保険給付費は15、16ページまででございますが、この中で介護予防サービス等諸費につきまして、それぞれ、ここには1目から5目までございまして、説明欄等を見ていただきますと、すべて減額になっておりますし、15、16ページの6目の居宅介護サービス計画給付費まで、すべて、介護サービス等諸費、要介護1から5の方へのサービス給付費でございますが、減額となっております。予算的な見込みの中で、やはり、国の予防重視型システムということへ移管をしてきた、介護予防サービスが定着してきたということに伴いまして、平成18年度からそうしたシステム転換が図られてくる中で3年目を迎えて、より現れてきている状況が、今回の補正の内容としてなっているかなというふうに考えるものでございます。

15、16ページの款項の欄の2項に介護予防サービス等諸費がございますが、その説明欄の2つ目の白丸の介護予防サービス給付費につきましては6,860万円ということございまして、当初計上の7,250万円に対しましての増額でございまして、大きな伸びを示しているものでございます。

次に、17、18ページを御覧いただきたいと思いますが、3款地域支援事業の説明欄の1つ目の白丸に特定高齢者把握事業551万円の減額でございますが、この減額につきましては、基本チェックリストの判定を、平成19年度までは医療機関へ委託をしていたものでございますが、これは、介護予防検診を受けるための特定高齢者の候補を選定するということでの委託であったものですが、これを生活機能検査評価の関係につきましては、選定された方のみが受けるということで変更されましたために、直営で、地域包括支援センターで実施したということの中で、その分が減額となるものでございます。

その次の、3つ目の給食サービス事業、家族介護用品支給事業につきましては、さきほど、一般会計で申し上げました組み替えでの増額でございます。

8款、基金積立金の中での、一番下の白丸、基金積立金、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金3,567万3,000円でございますが、さきほどの、議案でお認めいただきました基金の積み立てによるもので、ここで積み立てるものでございます。平成20年度で積み立てを行うものでございまして、この3,567万3,000円の内容は、3,253万8,000円につきましては、さきほど申し上げました介護保険料を抑制するというこの分でございますが、補正では、これ以外に、広報啓発とシステムの改修の3パーセントアップに対す

る経費システムの改修の分が、補正のときには確定をしましたので、補正計上には間に合いましたので、313万4,000円をさきほどの額に加えた積み立てをするものでございます。

以上、歳出でございますが、7、8ページに歳入がございますが、ただ今の歳出での補正によります増減に対します財源充当での歳入でございます。総務費、保険給付費、地域支援事業費、ただ今、補正がそれぞれございましたが、それぞれの負担割合によるものでございますので、個々での御説明は申し上げませんが、お願いいたします。この中で、8ページの下から2つ目の黒ぼつに、介護従事者処遇改善臨時特例交付金3,567万3,000円、さきほどの歳出と同額の積立金のものを、ここで、歳入で受け入れるものでございますのでお願いいたします。以上でございます。

委員長 説明を受けましたが、委員の皆さんより質問ありましたらお願いします。

柴田博委員 15、16ページの、さきほど説明があった介護予防サービス給付費ですけれども、当初予算のほぼ倍ぐらいになっているわけですけれども、その要因等をもう一度お願いします。

長寿課長 遅れて申しわけございませんが、この介護予防の大きな伸びにつきましては、当初、予算を組みますところで、平成18年度の予防重視型システムに変換が図られたという中では、要介護1の方が、例えば7割等が要支援の1、2へ移行するというので、介護予防重視をした要介護認定に移るといったことがございました。今回の平成20年度での予算計上時につきましては、その移行が平成18年度、平成19年度の2カ年で、移行がだいぶ進んだかなという中で平成20年度の予算計上を見込んだものでございますが、平成20年度におきましても、なおかつ、予防支援、要支援のほうへの人数が認定の中で移行しているといった中で介護予防サービスが増額になったという状況のものでございます。要支援者の人数、介護予防サービスを受ける人数が予定よりも大きく伸びたという状況でございます。

柴田博委員 そうすると、先ほどの新年度の予算のところで見ると、補正後の予算よりも新年度が少し少なくなっているわけですけれども、それは、一時的に伸びただけで、もう少し待てばまた減ってくるという解釈ですか。

長寿課長 今回、第4期の計画を立てる中では、平成18年度、19年度の利用状況につきましては、実績で、4期の平成21年から平成23年につきましては反映をしております、平成20年度、今年度分につきましては全実績で見られませんので、11月から計算、積み上げ作業が始まっておりますが、そこまでの実績を入れる中で、それと要介護認定者の人数を見込む中で、シート上で組み立てて、第3期の実績等を生かした中で移行していくという中で、やはり、今回の4期につきましても、第3期中の予防重視型システムの介護予防の増額分が、平成21年から平成23年にも継続しているという状況の中での給付金の算定というような、こうした状況で出てくるというようなものでございます。

柴田博委員 第3期の末よりも第4期のはじめのほうで、要支援者は少なくなると見ているわけですか。違いますか。

長寿課長 係長がお答えします。

介護保険係長 第4期介護保険事業計画の中で、要支援者や要介護認定者の数を見込んでいるわけですけれども、この計画を作る際には、平成18年、平成19年の実績が主な反映の仕方で、厚生労働省から送られてきたワークシート上で反映されるようになっているものですから、まだ、平成18年、平成19年あたりは、要支援

者の数が、それほど伸びていなかったものですから、そのワークシート上に反映する中で、平成20年の実績よりも少し新年度予算のほうを抑えられてしまったという、そのような状況になっておりますので御理解ください。

柴田博委員 では、新年度予算を先に作ってしまったので、補正が後だったということですね。

介護保険係長 はい。そういうことになります。

柴田博委員 わかりました。

委員長 ほかにありますか。

それでは、ないようですので、議案第31号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第31号平成20年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、福祉事業部関係の審査を終了します。次に、こども教育部の審査をいたしますが、職員の入替えをお願いします。入れ替えの間は休憩といたします。

午後 2時35分 休憩

午前 2時36分 再開

議案第3号 塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例について

委員長 それでは、休憩をといて再開します。次に、こども教育部関係の審査を行います。議案第3号塩尻市立保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

こども課長 それでは、議案関係資料のほうで説明をさせていただきますので、6ページをお願いします。はじめに提案理由でございますけれども、榑川保育園に贅川保育園を統合することに伴いまして必要な改正をするものでございます。概要につきましては、贅川保育園を廃止するものでございまして、右側のページで、新旧対照表で御覧いただけますけれども、保育所の名称、および位置を規定しております第2条の表中、廃止する贅川保育園を、名称、位置ともに削除するものであります。左のページの4の条例の施行等でございますけれども、本年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

委員長 説明を受けましたが、委員より質問がありましたらお願いします。

中野長勲委員 榑川保育園に統合することについてですが、榑川保育園については設備もだいぶ古く、その後の、統合することについての設備の改善というものは、どの程度になっていますか。

こども課長 保育園等施設整備計画の中では、今、統合に向けて改築、整備をしていくというふうな位置づけをしていたわけですが、ここで、地区の御理解をいただいたものですから、統合を前倒ししようというふうな位置づけに変わってきております。榑川保育園の実際の施設整備につきましては、一応、実施計画にも位置づけがございますので、現在、ほかの保育園の一部実施をしておりますので、そういった部分と整合を取りながら対応してまいりたいと考えております。

中野長勲委員 そうすると、とにかく統合はするというので、設備については、まだ、トイレなどの改修もできていないわけですね。厨房も、ある程度は改修ができましたか。その辺のところはどうですか。

こども課長 御指摘のように、トイレにつきましては、市内の保育園では1カ所になってしまいましたが、まだ、水洗ができていないということでもあります。厨房のほうも、備品については、多少、改修されているものもございますけれども、基本的な設備については、以前のままとということで老朽化が進んでまいっております。

中野長勲委員 統合に協力してもらったのだから、前倒しという言葉が出たけれども、早いうちに、できれば改修の方向で進めてもらいたいと思います。要望しておきます。

柴田博委員 贅川保育園の建物等の後利用については、どういう計画でしょうか。

こども課長 保育園としては廃止しますので、市の施設として活用方法をこれから考える所でございます。現在の所では、具体的な活用については特に目的がないという状況でございます。

柴田博委員 あそこは、土地も全部、市のものということですか。

こども課長 贅川保育園につきましては、土地も建物も市有でございます。

金子勝寿委員 統合後の職員の配置については、現行からどのように変わるのか。

こども課長 現在、楢川保育園の職員の数でございますけれども、統合をもって増員になるという状況ではございません。あとは、職員の構成と言いますか、誰を充てるかというところで、贅川から行くこどもへも対応するという部分もございますので、なれた先生にも入っていただくということが1つの方法かというふうに考えております。

金子勝寿委員 駐車場のスペースが、楢川保育園のほうは狭いという御指摘もあったのですが、その辺は特に問題は発生しないのか、するのか、どのように見ているのか。送り迎えの時に。

こども課長 楢川保育園の駐車場ですか。御指摘のように、園の昇降口の前の駐車場は16、17台が良いところかというふうに思います。行事の際は、若干、歩いていただきますけれども、学校周辺の所にかなり空きがございますので、そこをお使いいただければ特に支障はないかと考えています。

委員長 ほかにありますか。ないようですので、議案第3号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第3号塩尻市保育所条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第7号 塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例について

委員長 議案第7号塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

こども課長 まず、関係資料の17ページからお願いいたします。議案第7号塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例でございます。はじめに、提案理由でございますけれども、柏茂会館は、平成18年から上小曽部区を指定管理者として管理、運営をお願いしてきた所でございますけれども、市が管理をすることに伴いまして必要な改正をするものでございます。概要につきましては、柏茂会館の管理等に関する規定を整理させていただくものでございまして、新旧対照表、次の18ページから御覧いただきたいと思いますけれども、本条例の第1条、および第2条については、条例の主旨、および名称と位置を規定しております。その表中、18ページ右側に現行欄にございますように、第3条から第5条につきましては、第3条では指定管理者による管理、第4条では指

定管理者が行う業務、さらに、第5条では休館日を規定しておりますので、これを削除いたしまして、現行の第6条以下を、左側の改正欄にございますように、第3条に繰り上げる、規定中、指定管理者を教育委員会に改め、また、次の12ページにございますが、改正案、第4条以下では、利用を使用に改めるなど、他の関係機関との協議と整合性を図る改正をするものでございます。資料17ページに戻りますけれども、条例の施行につきましては、本年4月1日から改正させていただくものでございますのでよろしくお願いたします。

委員長 説明を受けましたが、委員より質問がありましたらお願いします。

石井新吾委員 実際に利用をするに当たって、申込み、かぎの貸出し、利用料の支払い等の手続き等はどういうふうになるわけですか。

こども課長 申込み、予約につきましては、こども課において事務を行いますので、私どもの窓口でお願いしたいと思っていますし、かぎとか料金の関係につきましては、同じ上小曽部でこれまでも管理をさせていただいた方に、一応、臨時的な職員としてお願いをしていく考えています。そちらのほうと連携を取りながら直営という形式になります。

金子勝寿委員 確認ですが、昨年、今年度までですか、委託料はどの程度でしたか。

こども課長 指定管理の委託料は114万円でございます、年額です。

金子勝寿委員 確認なのですが、上小曽部地区の第2公民館という形になっているのですか。地図上で調べると重なってきたものですから、それはなっているのですか。

こども課長 指定管理する際も、地元の利用という部分では、だいぶ、期待をしたのでございますけれども、公民館という位置づけは全くございません。上小曽部には、いくつかの集会所もあつたりしておりまして、そういった部分では、いわゆる、集まり等での御利用は一度もございません。

柴田博委員 今後、5年後、10年後の見込みというのは、どのようなことが予定されているのか。ずっとこのまま直営でやっていくつもりなのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

こども課長 今回、指定管理から直営に戻したのは、指定管理をここでまた継続ということになりますと、3年ないし5年というふうな期間、指定管理でそのままいくということになりますので、私どもの考えとしては、監査委員からの御指摘がございますので、利用状況に見合った将来的な使い方をしていく方法があるかなど。具体的には、民間の利用も含めて、幅広い選択肢の中で早急に検討させていただきたいというふうに考えております。利用状況から見ますと、かなり、立地的には不利なものがあるものですから、少し幅を広げて、なんとか、一般の方にも御利用いただく道がないか探ってまいりたいというふうに考えている所であります。

委員長 ほかにありますか。ないようですので、議案第7号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、議案第7号塩尻市柏茂会館条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 平成21年度塩尻市一般会計予算中 歳出2款総務費中1項総務管理費14目人権推進費、3款民生費(1項社会福祉費7目檜川保健福祉センター管理費、8目老人医療事務費、9目国民健康

保険総務費、10目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費を除く、5款労働費中1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費、8款土木費中4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費、10款教育費について

委員長 議案第14号についてを議題とし、こども教育部に係る部分の審査を行います。説明を求めます。

こども課長 それでは、予算書のほうでお願いをいたします。152ページからお願いいたします。なお、説明中、予算説明資料を御覧いただく予定がございます。そちらのほうは、55ページからということで、随時、説明させていただきますので、あわせてお願いします。それでは、152、153ページでございますが、2項児童福祉費1目の児童福祉総務費につきましては、こども課の関係の部分では、保育園の嘱託員報酬、職員給与が主なものでございます。153ページの説明欄を御覧いただきますが、最初の白丸、委員報酬の2つ目の中点に嘱託員報酬がございます。180人分4億7,660万円余でございますけれども、この内訳につきましては、保育士が169人、栄養士が3人、それから、給食調理員が7人、臨床心理士が1人という内訳になりますのでお願いします。

上から3つ目の白丸、児童福祉事務諸経費でございますけれども、312万円余でございますが、こども課関係の事務経費でございます。

その下の白丸、児童福祉事務補助金の中点でございますけれども、民間保育事業補助金537万円余がございしますが、認可外の保育所に補助するものでございまして、市内の乳幼児を受け入れております認可外保育所を支援することによりまして、入所児童の処遇向上や円滑な運営、さらに、保護者負担の軽減を図るものでございます。予算説明資料では55ページに事業内容の概要を掲載しておりますけれども、御覧いただきますように、対象施設としてはミッキーハウス塩尻園、そのほか2園をそこに掲げておりますけれども、やまのこ共同保育園が山形村です。それから、キッズワールドにつきましては松本市ということで開設されている保育園が、民間の施設でございます。

続きまして、次は予算書に戻りますが、154、155ページをお願いいたします。2目の児童運営費につきましてでございますが、こちらは、保育園17園、子育て支援センター、および、北部子育て支援センターの運営経費でございます。

155ページの説明欄をお願いいたします。はじめの白丸、保育所運営費9億7,899万円余でございますけれども、新年度は、さきほどの檜川地区の保育園統合によりまして、全17園で保育日数が293日、入所予定児童数1,770人を保育いたしまして、子育てと就労の両立を推進してまいります。

説明欄、最初の中点、一般職員給料110人分3億4,004万円余でございますけれども、こちらにつきましては、園長含め保育士が87人、給食調理員が5人という内訳になります。

その下、4つ目の中点でございますが、以下、臨時保育士賃金、臨時調理員賃金、長時間保育賃金がございしますが、保育士の休憩、あるいは、休憩代替保育、早朝、夜間の長時間保育等の職員でございまして、1日単位、あるいは、時間単位で勤務していただく職員賃金でございます。

その3つの中点、園医謝礼でございますけれども、入園児童の内科検診、および歯科健診を実施するものでございます。

14個ほど下がりますが、保育費2,387万円余がございしますが、保育に使います折り紙、あるいは、画用

紙、クレヨン等の児童が使用する保育材料費でございます。

その下の中点、給食費1億2,483万円でございますが、年間給食日数が284日で、これに対応した給食材料、調味料、おやつ食材でございます。

一番下の中点、市外保育所入所児童委託料でございますけれども、こちらは、里帰り出産等、やむを得ない事由によりまして市外の保育所へ入園希望がある場合に、そちらの市町村と個別に契約を結びまして、保育の実施を委託するものでございます。新年度では、4人ほど予算化しているところでございます。

次のページ、156、157ページをお願いいたします。説明欄4つ目の中点になりますが、給食調理業務委託料7,305万円余は、新たに、広丘南保育園を民間委託に移行します。実施保育園は、予算説明資料55ページの中段にも掲載させていただきましたが、17園の保育園中、11園で給食調理業務を委託いたしまして、運営の効率化を図ってまいりたいと考えております。

続いて、資料の事業内容欄にもございますが、特別保育事業の実施として触れております、入園予定の児童中、0歳児、1歳児の低年齢児は162人、心身の障害、あるいは、発達遅滞のため個別に配慮が必要な人が119人、さらに、アレルギー体質のため給食調理に配慮を要する児童につきましては112人、離乳食段階の児童も97人という状況でございます。

予算書に戻っていただきまして、157ページの説明欄、5番目の中点でございますが、園児送迎バス運行委託料でございます。347万円余でございますが、こちらにつきましては、北小野、塩尻東、宗賀中央保育園、このほか、榑川地区でも運行を計画しておりまして、先ほど統合の話をさせていただきましたけれども、統合にあわせて、現在、平沢、奈良井を対象にしているバスの路線を廃止して、贄川からの路線とさせていただくよう、地元の御理解をいただきました。従いまして、路線をふやさずに、ほぼ同額の委託料で運行してまいりたいと考えています。また、保育園の統合に伴いまして、今年度まで行ってまいりました榑川保育園から贄川保育園への給食運搬業務、こちらについても廃止とした所でございます。

次に、下から4つ目の中点でございますが、備品購入費でございます。221万円余でございますけれども、各保育園の児童用テーブル、あるいは椅子等々の備品を更新するものでございます。

教育総務課長 続きまして、その下の157ページの教育総務の施設関係をもっておりますので、教育総務課長から御説明を申し上げます。

保育所施設改善事業ということでございます。これは、説明資料の部分でございます。黒ぼつの営繕修繕料につきましては、市内の17園に係る営繕修繕料でございます。金額的には113万7,000円、113万3,000円と、それぞれ、消防設備点検委託料、また、施設整備点検委託料がございます。これにつきましては、こどもたちの安全、また、施設の安全を守るため、消防施設関係につきましては、それぞれの火災報知器等々の点検委託料でございますし、次の施設整備点検につきましては、遊具、プール、エレベーターといったようなそれぞれ施設関係の点検委託料の部分でございます。

下から3つ目でございます。仮設保育室借上料でございます。これは、吉田原保育園の仮設部分、また、吉田の児童館の仮設部分、2件分ございまして、吉田原については約40平方メートル、また、吉田については59平方メートルという部分になっております。これにつきましては、金額的にはだいぶ安くなったわけでございますが、平成21年度につきましては、吉田原につきましては9万6,600円、また、吉田児童館分館につつま

しては13万9,650円の支払いでございます。これは、償却残の部分の再リースということで、金額が前年より大変安価になってきているという部分でございます。

その次の黒ぼつでございます。施設整備工事費についてでございます。それぞれ、計画的に市内の保育園の中のカーペット等々の痛んでいる部分を整備するものでございますので、よろしく申し上げます。

一番最後の施設等補修材料費67万1,000円は、砂場とか、それぞれの補修整備ということで、諸材料を計上してあるものでございます。以上です。

子ども課長 続きまして、157ページの一番下の白丸でございますが、育児支援推進事業5,800万円余でございます。こちらにつきましては、予算説明資料の55ページの下から56ページにかけまして、それぞれの事業ごとに触れさせていただいておりますので御覧ください。2カ所の子育て支援センターの支援事業、あるいは、保育園、児童館の専門機能を地域で生かした、つどいの広場、保育園の地域活動、56ページのほうでは、本年度から開始いたしました病児・病後児保育、子育て支援ショートステイ事業、これらを、この事業で推進させていただくものでございます。

予算書に戻っていただきまして、158、159ページを御覧ください。育児支援推進事業の続きでございますけれども、下から5つ目の中点、子育て支援ショートステイ事業委託料50万4,000円でございますが、これは本年度から実施しているものでございまして、保護者の急病、あるいは、けが、さらに介護、冠婚葬祭、育児疲れも含めまして、家庭で児童の養育が一時的に困難になった場合に、宿泊を伴う一時入所を児童養護施設にお願いするものでございます。

次の中点、病児・病後児保育事業委託料848万円でございますが、こちら昨年10月から実施しているものでございまして、病気、あるいは、治療中のこどもで集団保育が不可能な場合、児童を桔梗ヶ原病院に委託して保育をしていただくものでございます。

最後の中点に、児童福祉施設整備補助金602万円がございまして、ただ今の子育て支援ショートステイ事業を委託しております松本児童園の施設改修事業に対しまして補助をしようとするものでございます。予算説明資料の56ページ中段にもございますが、工事費の一部を、松本市、安曇野市と共に支援するもので、本市の負担割合は、人口割りで、それぞれ見ているところですが、塩尻市では17.2パーセントという負担割合でございます。なお、資料にはございませんが、この事業につきましては、事業費の総額では1億6,900万円をかけて施設を整備するものでございまして、総額からいえば、塩尻市の負担は3.6パーセントという内容になるものでございます。

予算書に戻りまして、159ページの中段でございますが、白丸の健やか子育てサポート事業173万円余でございます。子育てネットワーク推進懇談会の活動、あるいは、ファミリーサポート事業など、市民同士の子育て支援を、協働を推進していく事業でございまして、新年度の中では、これまでに講座等で養成してまいりました育児支援ボランティア、そういった方たちの活躍の場を更に拡大したいというふうに考えているところでございます。

教育総務課長 続きまして、保育所施設耐震改修事業です。予算書の159ページでございます。これにつきましては、この該当の保育所につきましては片丘北部保育園でございます。6,319万2,000円の改修を行うものでございます。再来年におきましては、この保育園が、片丘南部保育園との統合というような部分がご

ございます。来年度の夏休み等々に集中的にかけながら、こどもの保育に一部支障を与えることはありますけれども、改修をしまいたいというものでございまして、主な改修につきましては、耐震補強の部分とリニューアル工事の部分、統合するにあたって、保護者の方からも、だいが傷んでいるという御指摘を受ける中で、双方の事業を行っていくという部分でございます。これにつきましては、昭和56年建築ということでございます。

続きまして、次の丸でございます。児童福祉施設防犯対策事業ということでございまして、安全安心に係る緊急防犯システムの借上料でございます。これにつきましては、警察へ直行している防犯システムの借上料、保育園の17園、また、子育て支援センター、児童館6館、児童クラブ1園というような形で、緊急通報をするものでございます。これは、便利な部分ではございますけれども、たまに、こどもがいたずらをして警察に直行して、こどもの声だけが聞こえてきてということで、若干、苦情をいただく所でございますけれども、警察でも、安全安心のためには致し方ないというお話もいただいている所でございます。

こども課長 続いて、下から3つ目の丸をお願いいたします。保育補助員設置事業996万円余でございますが、児童の情緒面の発達等を目的に、愛称おじいちゃん先生を各園に配置する経費でございます。なお、新年度では、愛称おじいちゃん先生ではございますけれども、おばあちゃん先生が、お2人入っていただくように計画しておりますので、よろしく申し上げます。

その下の丸、元気っ子育て支援プラン事業259万円でございますけれども、平成21年度が最終年度になります。同計画の後期計画を新年度に策定するというものでございますので申し上げます。

教育総務課長 続きまして、159ページ一番下段の欄でございます。広丘東保育園建設事業ということでございます。予算説明資料52ページもあわせて御覧いただきたいと思っております。これにつきましては、消耗品159ページでございますが、すべて含めて1億7,463万5,000円ということで、本年度、予算を計上させていただいているものでございます。内容につきましては、現在130人規模の保育園を170人という予定しております。また、規模につきましては、597平方メートルというような面積でございますけれども、1,300平方メートル程度を予定しております。なお、来年度、平成21年度に実施設計を行いまして、平成21年度、平成22年度に建設工事を行っていきたいということでございます。建設工事費の総額につきましては、3億9,000万円を予定しておりまして、平成21年度分については、1億5,600万円余を行いまして、4分、6分くらいの割合でやっていきたいという部分でございます。完成時期については、現在、目標としているのは、卒園するこどもたちが、その園で過ごせるような形ということで、夏休み前後の竣工をなんとかしていきたいということで、いま、頑張っているところでございます。場所につきましては、野村区の運動公園の場所でございます。開発行為の申請について、野村区から塩尻市に移しながら協議を行っていかねばならないという部分で、現在、だいが良い筋は出てきているところでございまして、今、大変急いで、県との協議をやっているところでございます。今、お話をしましたように、建設工事日程、あわせて、造成工事含めて、より良い保育環境の中で建設をしていきたいという部分でございますのでよろしく申し上げます。

家庭教育室長 同じページ一番下段の欄をお願いいたします。家庭教育支援費についてでございます。資料は58ページになります。主なものについて御説明いたします。相談員報酬、家庭児童相談員2人分の報酬になります。

次の丸、家庭教育支援事業諸経費ですが、子育てサポーター賃金、御家庭での子育て等の支援に対応するため

の賃金になります。

次のページをおめくりください。下から、5つ目のぼつ、シルバー相談員委託料ですが、学校不適應に対するシルバー人材センターへ、先生方から派遣をいただくものです。

次のぼつ、CAP研修委託料ですが、こどもを暴力から守る人権教育プログラムの委託料になります。以上です。

こども課長 続いて、その下の5目児童健全育成費でございますけれども、そちらにつきましては、児童館8館、児童クラブ1園の運営に関する経費でございます。予算説明資料は57ページの一番上に記載してありますけれども、児童館の時間でございますが、現在も来館時間にあわせて受け入れをしている所でございますけれども、新年度では、土曜日、あるいは、学校の長期休業の日に児童クラブで受け入れる際は、開始時間を午前8時として、30分繰り上げまして拡大してまいりたいというふうに考えております。

予算書に戻りますが、163ページの下最初の丸、委員等報酬4,679万円余がございますが、その下の丸、職員給与費4,851万円余がございますが、こちらは、児童館の館長、あるいは、児童厚生員の人件費でございます。

一番下の丸、児童館・児童クラブ運営諸経費3,447万円余でございますが、最初の中点、臨時職員賃金につきましては、休暇代替、あるいは、児童が集中する時間の対応、土曜日、学校休業日の児童クラブを運営するための職員の賃金でございます。

次の、164、165ページをお願いいたします。説明欄の中段よりやや下にございますが、洗馬児童館指定管理委託料1,443万円でございますが、洗馬児童館の指定管理を、今年度から塩尻市社会福祉協議会に委託しているものでございます。本年度からの新設の施設の対応でございましたけれども、円滑に運営管理をさせていただいております。新年度、2年目を迎える中では、複合施設の利点、あるいは、地域の連携、こういったことの活動をさらに展開していただくよう期待をしている所でございます。

次の丸、児童館・児童クラブ施設改善事業でございますが、主なものは、最初の中点にございます営繕修繕料でございます。

家庭教育室長 次のページ、166、167ページを御覧ください。資料につきましては、さきほどと同じく58ページになります。6の発達支援費、説明欄の元気っ子応援事業でございます。2番目のぼつ、相談補助員賃金でございますが、元気っ子相談の実施調査員に対応するための保育士等の賃金になります。3番目のぼつ、元気っ子相談等謝礼になります。内容は、医療相談、心理相談、その他、ペアレントサポート事業と言いまして、子育て支援教室を開いておりますが、そちらへ対応するための謝礼になります。

下から2番目のぼつ、元気っ子応援相談指導委託料でございますが、元気っ子相談を行う上での相談判断等で、コンサルタントへ委託し、私どもへ指導等をいただくものでございます。以上です。

教育総務課長 それでは、だいが飛びまして、予算書270、271ページの教育費をお願いしたいと思います。まず、271ページの説明欄でございます。委員報酬につきましては、教育委員の報酬4人分でございます。

また、教育委員会の諸経費がそれぞれでございます。御覧いただいているとおりでございます。

その中の下の丸、教育委員会補助交付金の関係でございます。450万1,000円でございます。私立高等学校運営費補助金ということでございまして、武蔵工業大学第二校の名称が変わるということでございまして、

学校割りとして1校当たり100万円、また、生徒割りとしたしまして3,000円掛ける480人を計上しているものでございます。また、私立高等学校の設備補助金ということで200万円余を予定しております。また、各種学校運営費補助交付金ということでございまして、笠原学園でございまして、固定資産評価額からの計算によりまして、6万1,000円という計上をさせていただいているところでございます。

271ページの下段でございます。それぞれ、職員人件費等でございますけれども、教育委員会事務局諸経費の中の一番上の黒ぼつ、61万6,000円でございます。これにつきましては、学校評議員の謝礼としまして、8名の方に対する、小学校14校分、単価5,500円ということで計上させていただいております。

ページをおめくりいただきまして、272、273ページでございます。印刷製本費、10万円という小さい部分でございますけれども、これにつきましては、新入学の児童、生徒への入学通知に係る印刷製本費でございます。

若干、下がります、口座振替等手数料でございます。これにつきましては、金額はそれほど大きくないわけでございますけれども、小中学校の私用電話の口座振替、窓口収納に係る手数料、また、教職員住宅に係るお金の收受料ということでございまして、3万8,000円を計上させていただいております。

その次のぼつでございます。傷害保険料でございます。学校支援ボランティアということで、この皆さんへの保険料として21万4,000円、580人相当を計上させていただきまして、1人350円ということでございます。

3つほど下がります、自動車等借上料50万4,000円がございます。教育指導車のリース料をあわせまして、通常のタクシー等の利用に係る計上でございます。

一番下の丸でございます。教育相談研究事業費でございます。これにつきましては、教育センターに係る教育相談員、また、中間教室の嘱託員の報酬が主なものでございます。

中でも、中段でございますけれども、講師謝礼がございます。36万6,000円でございます。これにつきましては、ポルトガル等の外国人、今、不況でだいぶ減っては来ているわけでございますけれども、これに係る指導をいただく先生の報酬等でございます。

ページをおめくりいただきまして、274、275ページでございます。一番上段のスクールバス運行費でございます。予算説明資料の52ページの中段以下をあわせて御覧いただきたいと思っております。本年度につきましては、スクールバス運行費として3,518万円余の計上をさせていただいております。本年につきましては、運行委託料としまして、アルピコ分、また、大新東分、北小野分、北小野はシルバー人材センターとなりますけれども、それぞれ、負担をしていただくわけでございますが、新たに発生している部分でございます。檜川地区におきましては、地域振興バスも併用しながら今まで登下校をしていただいていた所でございますけれども、大変嬉しいと言いますか、人数がふえるということによりまして、地域振興バスのお客車を省いてというか、乗れないような状況が出てきてしまうということの中で、下から2つ目でございますけれども、128万4,000円ということで車をリースさせていただきまして、マイクロバスを新たに2台体制で運行をしていくという部分で、新の増額の部分でございます。運行委託料といたしましては、松電の部分、東小、塩中、木曾檜小の部分もそれぞれございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、白丸の結核対策事業についてでございます。これにつきましては、それぞれ、先生方の報酬、ま

た、精密検査等の報酬等々でございます。

次の丸でございますけれども、教育センター情報教育推進費でございます。これにつきましては、パソコン等の保守点検、また、パソコン等使用料、サーバー使用料等を含めて、1,231万円2,000円の計上をさせていただきます。

家庭教育室長 続きまして、一番下の白丸、まなびサポート事業でございます。主なものは、特別支援教育支援員報酬10人分と、教育相談員報酬2人分、また、それに伴います社会保険料でございます。よろしくお願いいたします。

教育総務課長 それでは、続きまして、276ページ、277ページを御覧いただきたいと思います。277ページの説明欄の一番上段でございます。新たな部分でございます。市制施行50周年記念事業に係る部分でございます。予算説明資料の52ページの一番下段でございます。これにつきましては、全体の事業費は317万2,000円を現在予定しております。一番大きなものにつきましては、子どもたち、また、児童の送迎用のバス220万5,000円というような部分でございます。

具体的にどのような事業を行っていくかということでございますけれども、現在、協議している中で、5月23日が最有力になってきておりますけれども、原田泰治先生をお招きして、平出の復元家屋周辺、また、平出の集落内、または、史跡公園周辺、平出の部分で、平出の博物館友の会の皆さんの御協力も得ながら、こちらで絵画教室をやっていききたいというものです。原田先生がお見えになって、それぞれのお子さんに個々に応じた指導を行いながら、現在、約70名を予定しております。また、そのあと、子どもたちの夏休みがございますが、カリキュラム、課題の中で絵を描いていただくというものもございます。各校10点くらいずつ選択をしていただきながら、最終的には、日時は未定になっておりますけれども、原田先生をお招きしての講評、講演、また、学校の先生方の参加、また、市民の皆さんの参加もいただくような形で、原田先生の講演をいただきたいという部分でございます。これが、ここにある50万円の部分でございます。当日のパレードにつきましては、日曜日、前日については、吹奏楽等を行うという部分の子どもたちの送迎関係のバス代で21台を予定しておりますし、50周年の記念のセレモニーでは、午前中、子どもたちの意見発表をやっていききたいという部分で、6年生を対象にこれからの塩尻市というような形で、それぞれの学校の6年生が課題を持って1年間、クラスで研究、検討をしていただきながら、壇上での発表を行っていただくというようなイメージで検討して考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、教職員の住宅の関係でございます。教職員住宅管理諸経費でございます。1,400万円余でございます。それぞれ、学校の教職員の住宅の部分、また、民間借上の部分が黒ぼつの下から3つ目でございますが、教職員住宅借上料1,130万円余でございます。これが、今、17戸お借りしている部分でございますし、教職員の住宅の補修工事として48万6,000円計上しておりますし、また、一番最初に、133万円の修繕料を計上しております。それぞれ、市でもっている教職員住宅の補修費用でございますので、よろしくお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、278、279ページでございます。半分から下でございます。学校施設集中管理費でございます。嘱託員報酬1,130万5,000円でございます。これにつきましては、集中管理で、現在、西小学校の隣にベースを設けまして、各学校への小破修理、また、下水がつまったとか、専門家を呼

ばなくてもできる対応の部分を行っている皆さんの報酬でございます。

次の学校施設集中管理事業費ということでございますけれども、これにつきましては、それぞれの費用、また車の関係の費用等々を計上させていただいておりまして、下から6つ目くらいの学校管理委託料1,030万4,000円でございますが、これにつきましては、子どもたちが、朝7時とか、だいぶ早い時間から、午前6時45分頃から学校にお見えになるという部分がございます。これにつきまして、学校の施錠、また、開け閉め、冬場のストーブ、ボイラー等の点火等を、シルバー人材センターをお願いをして、各校へ1人ずつ配置しているものでございますので、よろしく申し上げます。

委員長 すみません。今、学校施設集中管理費のところ区切りますがよろしいでしょうか。それでは、そこまで一度説明ということで一たん休憩を取りまして、今まで説明を受けた部分までの質疑を行いたいと思います。それでは、10分間休憩にします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時40分 再開

委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。児童福祉費の部分と、教育総務費の所を説明いただきましたので、委員より質問がありましたらお願いします。

柴田博委員 153ページの一番上の嘱託保育士の関係ですが、180人のうち169人が保育士ということなのですけれども、それは必要数というふうに考えて良いわけでしょうか。

こども課長 はい。必要数ということでございます。

柴田博委員 新しく採用される方を1年目で数えればわかりますが、大体、勤務の継続年数で、本当は5年までという話ですが、それが事情によっては延びている方もいらっしゃるということなのですが、大体、何年ぐらいが一番多いのか、その辺のことがわかれば。

こども課長 一応、5年を原則というような扱いをさせていただきます。それを超える嘱託職員もいるわけですが、確保ができない等の理由によりまして、継続で、その後もお願いするという方もいます。現在、一番長い方は10年を超える方もいらっしゃると思います。実際、どの辺の年代の方が多くかということになりますと、やはり5年を中心としたあたりの所に山が来ようかなというふうに。

柴田博委員 5年までの人と5年以降の人と比べたら、どちらが多いですか。

こども課長 5年前の人が多いです。

副委員長 159ページの子育て支援ショートステイ事業の中で、先ほどの説明で、利用者の方の理由もいくつかお話していただきましたが、育児疲れとか、育児のための利用という事で、利用する方はどのくらいいらっしゃいますか。何パーセントくらいでしたか。

こども課長 昨年から委託をお願いをしているものでございますけれども、昨年の夏から秋頃にかけてお一人の母子家庭のお母さんが育児疲れということで、1回あったというふうに記憶しております。そのほかは、育児疲れという理由で利用されたケースはありません。理由としては、一番多いのは仕事で出張ですとか、そういった対応のショートステイという事です。

副委員長 もう一つ、その下の、病児・病後児保育事業で、これもスタートした事業ですけれども、この事業

で一番ポイントとなる、請けていただく側の桔梗ヶ原病院の先生にも、再三、確認をされていたことが、必ずかかりつけ医を持つようにということ言われていますけれども、申し込みされた方とか、かかりつけ医に行かずに、直接、ここに行ってしまったというようなケースはなかったですか。

こども応援係長 今、申されました、かかりつけ医を持たないで、直接、桔梗ヶ原病院に行ったケースは、私の記憶では、3件か4件くらいありました。それは、基本的には、そのまま自動的に桔梗ヶ原病院がかかりつけ医という状況になっておりますが、ほとんどの方がかかりつけ医を持って、その内容を桔梗ヶ原病院に伝達しているという状況になっています。

副委員長 そうしますと、この事業をしていく上で、しっかりと利用者の方には、制度の主旨とか、必ずかかりつけ医をお持ちくださいということは、しっかり守っていただいているという理解でよろしいですか。

こども応援係長 今、委員さんのお話にありましたように、その所の所が、一番大事な所だと思っておりますので、一番はじめに説明をするときには、その所を一番大事にしております。そういった意味で、軽易な申請で利用を高めるようにしてありますので、そういった意味では、保護者からの御不満はないというような形です。

金子勝寿委員 159ページの、健やか子育てサポート事業のファミリーサポート事業というのがあると思うのですが、そのサポーターの登録数が、2年前で、たぶん600人か800人くらいで、数字があやふやなのですが、その後、現在では、どのくらいふえてきたのか、事業の概要というか、サポーターの登録数と事業自体の利用者の状況について、少し細かく教えていただければと思います。

こども課長 今、平成19年度で、184という数字でしたでしょうか。

金子勝寿委員 数字というか、直近2年くらいで何人登録していて、現在、どのくらいになったというお話を聞かせていただければ。

こども課長 登録人数というと、資料が手元にないのですけれども、利用状況で言いますと、平成16年度は件数で46件、平成17年度では289件、平成18年度では171件、平成19年度では、新しいものがなくて恐縮です。多少、利用件数は前後しますけれども、提供会員、依頼会員を含めて人数は増加しております。

金子勝寿委員 ここに臨時職員の賃金が表示されているのですが、これは、こういった仕事をなさっているのですか。この事業だけを単独でということなののでしょうか。37万8,000円ですが。

こども課長 このサポート事業につきましては、支援センター、あるいは、支援センターが児童館に来てやるとかいう場合の事業が数多く入っております。その中で、賃金につきましては、多いところでは託児を扱う賃金、金額としては占めています。

委員長 今のところと関連して、育成する講座というか、それについての現状はどうですか。

こども課長 子育てサポーターの育成講座は支援センターでも開催していますけれども、市と社協でも、御存知のとおり開催しているところがございます。ちなみに、支援センターの講座のほうではサポーター養成講座というような名称で、年の中で、おおむね6回コースという講座を設けて、さまざまなこどもの育ちから発達に至るまで、いろいろな側面で勉強していただいているところがございます。

委員長 では、新年度についても、昨年と同じような感じで実施するというのでしょうか。

こども課長 講座の内容は、毎年、工夫しているところございまして、必要な内容を充実していくというふうなことで、ここまできています。この間、特に、虐待関係に気がつくような内容も入れたりしながら、新年度

に向けては、とりわけ新しいジャンルを拡大してということは、今のところ聞いておりません。

副委員長 その講座に関係してですけれども、参加する方の年齢ですとか、制限は何かありますか。どなたでも自由に参加できるのですか。

こども課長 年齢制限とか、性別を含めて制限は設けておりません。そういった、いわゆる子育て中のこどもに関わりたい、御家庭を応援したいというふうな純粋な主旨で応募される方が多いというふうに聞いております。

副委員長 では、男女を問わず、また、こどもさんがいる、いないに関わらず、気持ちがある方ということでよろしいですか。

もう1つ、地域とか公民館の子育てサロンが今、各地区で行われているのですけれども、その主催とか、応援、支援していただく方は、これを受けなければいけないとか、そういうことではないですか。その辺の関係を。

こども課長 地域で開催されています子育てサロンは、社協から、年額でわずかですけれども補助をしながら拡大をしているところがございます。そちらの支援者につきましては、支援センターが、御要望をいただければ、出前支援センターをやっておりますり、あるいは、地域の民生委員さんが主催されて、月例的に、いろいろな行事を取り入れながら開催しているという方が多いというふうに聞いております。

柴田博委員 275ページの一番上のスクールバスの関係なのですが、以前に、塩尻東小学校のスクールバスの関係で、今後、こどもたちの乗降場所が、学校の正門のところにならないかということと、みどり湖団地のこどもたちが、国道で乗車や降車をしているという話で、改善できないか、改善してほしいという話があったと思うのですが、その辺についての現状と、新年度はどういう予定になっていますか。

教育総務課長 確かに、以前にお聞きした経緯がございます。まず、学校の前までという部分について、地元のパタとお話をした経過がございます。同時に、ここには、普通に、徒歩で来ているこどもたちもいると、ここでクロスをしてしまうと、安全上の中では、すこぶる厳しいのではないかとこの部分がございます。また、あそこは同時に、今現在、一方通行になっておりまして、おおむね、下のほうへ、塩尻側に抜けていかなければならないという部分がございます。そこを登校してきているこどもたちもいるという事の中で、学校の前までは大変むずかしいと、また反面、保護者の中では、広域等はわかるのだけれども、最低でも2キロ以上のこどもは歩いてきていると。なぜ、その子だけ、玄関まで送らなければならないのか、という論議も現実の中では出てきております。みどり湖の部分については、松電とも打ち合わせをしている中で、現在の車両のやりくりの中では、あそこへ入れられるバスがない、塩尻市で買っていただけるのならば何とかかなるでしょう、というようなお話で、今、止まっているというような状況でございます。

柴田博委員 現在の状況はわかったのですが、今後は、どういう対応をされるのか、そのままだめだということで、今のまま行ってしまうのか、継続して何とか方法を考えるのか。例えば、校門前で乗降ということについては、国道から正門まで歩くのが嫌だからという問題ではなく、安全上の問題で、国道で直に乗ったり、降りたりというのが安全上良くないから、そういうふうに言っているわけであって、そういうことを考えれば、継続して何とかバスの大きさを変えとか、こどもたちと、なるべく安全に、クロスしないようにするとかという方法が考えられてしかるべきだと思うのですが、その辺はどうでしょう。

教育総務課長 確かに、国道上、帰りのときには上りでございますので、横断歩道橋の下のところのガードレールの所で固まった回りで待っておられると、来たときには反対で降りるというような部分がございます。実際

に、あそこの国道を拡幅してバスストップを設けるというのは、あの場所では難しい部分もあるかと思いますが、降りる場所が松電の以前の、逆に遠くなってしまいう部分もあるわけでございますけれども、より安全な乗降ができるような場所も、再度私どもも、現場に何度も行ってみているのですが、なかなか難しく取れないという部分がございます。今後の研究課題にさせていただきたいと思っておりますし、また、みどり湖の関係については、距離的な問題だけでみていくと、ルールは、おおむね4キロ以上の場所をもってスクールバスを運行するというところでやらせていただいております。これを、私どもも、実際に測ってみますと、若干ということで表現させていただきますが、若干4キロを欠ける場所でございます。こういう言い方をすると、役所的だとお叱りを受けるわけでございますけれども、本来ならば、スクールバスのサービスをパシッと切れれば受けられない場所かなという理解もしている中で、何とか御理解を、保護者の方からもメールを何度もいただいているという経過もございますし、団地の中、田んぼの中を歩いてくるという中で、街灯もないとか、危険があるとか、いろいろな御意見をお伺いしている中でございますけれども、現在、バスが大型を配車している関係上、下まで降りることができない。また、冬期間の除雪の問題と、地域振興バスの運転手に聞いても、除雪してあっても、傾斜でスリップして大変恐いと、もう一つは、現実に、あそこで事故が起きているわけでございますが、1回下に降りて上がってきたときに、国道交差が大変、岡谷側から車が高速で降りてきているという中で、現実に、市の関係車両があそこで事故、また、水銀灯を倒したというような経過もございまして、運転手としても、危険を防止するためには通りたくない場所だというような御意見もお伺いしている中で、松電とは、車両の部分のやりくりができないかということは、年度末にもお話をしたところでございますけれども、今、一歩進んだ回答が来ないというような状況でございますので、相対的に含めて御理解をいただければと思っておりますのでございます。

柴田博委員 新年度は無理でも、継続して検討していただくということで良いですか。

教育総務課長 はい。

中野長勲委員 167ページの元気っ子応援事業のところですが、協議会委員が9人で、相談補助員が、このほうが経費がかかっているのだけれども、だいたい、こどもさんたちは何歳くらいからこの事業に携わっているのか、その辺がわかれば。

家庭教育室長 元気っ子応援事業の場合は、市内の年中さんを対象に開催させていただいております。ですので、4歳児、5歳児が対象ということになると思います。それと、協議会委員報酬ですが、こちらは、あくまでも会議をする際の委員さんへの報酬ということで考えていただきたいと思います。相談補助員賃金につきましては、相談を実施するに当たって担当保育士がそちらの相談業務に関わるようになりますので、その間、残るお子さんたちの保育をするための保育士の賃金に充てていきますので、よろしく願いいたします。

中野長勲委員 年中ということになれば、4歳、5歳ですが、もっと、年少というか、年齢の低いうちからこういった応援事業をしたほうが良いのではないかと思うのだけれど、その辺はどうでしょうか。年中で良いのでしょうか。もう、既に、年少の頃から、そういうこどもたちの発達障害というものは出てきているのではないかというような気がするのだけれど。

家庭教育室長 塩尻市の場合、5歳児検診をどうするかということから、この相談業務が出てきたかと思えますけれども、年齢につきましては、果たしてどこの年齢が良いかということにつきましては、また、今後、検討させていただきたいと思えます。

中野長勲委員 4歳、5歳児というと、重症の人は、既に本当に悪くなっているのではないかという気がするので、できれば、妊娠中に親が飲酒、煙草などという例もあるので、発達障害児とは違うけれども、そのくらいの気持ちで、早い年齢で、小さいうちから、こういう応援事業に入れてもらえばありがたいと思いますので、今後の課題にしてください。

教育長 この、元気っ子応援事業をはじめまして、保育士さんの子どもを見る目がだいぶ育ってきているという中で、実際には、今の年中児が相談の対象になっているわけですがけれども、そういう目が肥えてきた保育士でするので、小さい年少の子どもたちの観察眼が育ってきていますので、今のご心配のような点は早期に発見できるのではないかと考えております。いずれにしても、今のように、対象の年齢は検討をする必要があるかと思えますけれども、一応、そのような状況です。

中野長勲委員 教育長に答えてもらいましたが、やはり、6歳というと、小学校へ上がってしまうから、その頃では遅いような気がします。できるものなら、2歳、3歳頃からお願いができれば、もっと効果が上がるのではないかなと思いますけれども。その辺のところもまた検討してください。

子ども課長 きょうは、担当の保育担当係長が来ていますので、直接携わっておりますので、少し説明を。

保育担当係長 4歳、5歳からはじめるという理由なのですけれども、3歳までは、3歳児検診ということで、健康づくり課のほうで、ことしも検診をしております。3歳くらいまでの年齢の発達というのが、集団を通して、一人一人の子どもを見るという段階ではないものですから、この元気っ子応援事業の一番大きな主旨は、集団の中でのお子さんの成長、発達を見据えて、人間関係とか、そういう部分を全部見ていくものですから、4歳くらいになりますと、回りを意識しはじめる年齢で、自我に芽生えるというのですけれども、そこら辺が芽生えてくる時期なものですから、集団行動ができやすくなっていく時期です。その時期をとらえて、集団の中での子どもさんの成長発達をとらえていくということで、家庭の中では、個別の行動しか見られないのですけれども、集団の中に入ってくると、回りを意識しながら行動をするという、集団遊びとか、遊具がある時とか、社会性とか、そういう部分については、やはり、4歳くらいにならないと見えてこない年齢ですので、4歳からということで、この元気っ子応援事業をはじめています。

中野長勲委員 今、3歳児検診の話が出たけれど、もし、3歳児検診のところ、言葉が遅れているとか、そういった場合にはどういう対応をするわけですか。

保育担当係長 3歳児検診で言葉が遅れていたりしていると、発達相談ということで、健康づくり課のほうで病院の医師の対応をして、相談を受けております。そこで、医療につなげていかなければいけないということであれば、個別に、保護者の方から、病院のほうに連れて行っていただいて、検査を受けていただいたり、その検査の結果、保育園に検査結果をいただきまして、その子の対応をどういうふうにするかというようなことの情報をお願いしておりますので、集団の中での対応をどういうふうにするかという情報をいただいております。その結果で、保育園は対応しております。

中野長勲委員 少しわからないので、もう一回良いですか。そうすると、3歳児の場合は、もちろん、保育園も幼稚園も行ってないということで、もし、その時点で、そういった症状が出ているような子どもさんたちについては、病院などで対応をしてくれるけれど、元気っ子応援事業というのは、やはり、保育園なり、幼稚園なりへ行かないと対応できないということですか。

保育担当係長 現在は、市内で、幼稚園、保育園に入園をしているお子さんを対象に行っております。市外へ行っている幼稚園のお子さんも、塩尻市在住のお子さんに関しては、全員対象で受けていただいております。ただ、幼稚園、保育園に在園していないお子さんについては、本当に若干名、数名なのですけれども、その辺のところは、今後の課題で、実際には現在やっておりませんので、今後の課題だと思っております。

中野長勲委員 こどもたちのことは大事なことだと思うので、1人でも、落ちこぼれという言葉はいけなけれども、それがないように対応してもらいたいと思います。

副委員長 この元気っ子応援事業に関連してですけれども、市で、元気っ子便りを定期的に作って、保護者の方に配っていただいているお便りの内容が、私も見せていただきまして、とてもわかりやすく丁寧で、理解していただけるような内容で書いてあって、とても良かったと思うのですけれども、今年度は、幼稚園でもこの元気っ子事業をやりまして、その元気っ子便りは、幼稚園にも配っていただいているのですか。

保育担当係長 元気っ子を実施している幼稚園、それから、していない園も全部含めて、対応をして、配布させていただいています。

副委員長 この事業を始めたときは、保護者の方の理解というか、御協力が、なかなか厳しい部分があったかと思うのですけれども、お便りをしっかり読んでいただければ、理解をしていただけて、なおかつ、協力も得られるのではないかと期待はしているのですけれども、なかなか、お母さん方は働いていて、子育てもして、お忙しいのですが、しっかり読んでいただきたいという部分があるのですけれども、その辺で、保護者からの感想ですとか、御意見は、どのような声が届いていますか。

保育担当係長 実際に、どのくらいの保護者の方に、全部読んでいただいているかという数値的なことはわかりませんが、電話などで、元気っ子便りを読みましたということで、おねしょの問題とか、実際に、元気っ子相談に出かけたときに、相談されるお母さんから、元気っ子便りに目を通してこうだったというような感想とか、実際、お嫁さんの立場で、おじいちゃん、おばあちゃんに、自分のこどもさんのことを何とか説明したいのだけれども、自分の言葉では信用してもらえないと、そこで元気っ子便りを見せたら受け入れてもらえたとか、家族の中で、元気っ子便りを利用していただいているというような声をいただいております。

金子勝寿委員 今の元気っ子応援事業に関して、いわゆる、年中さんというのですか、ひばりさんが一番対象ですが、そこを持った担当の先生たちの事務量はどのくらいふえるのか、また、ふえていると聞いたりもするのですが、もし、ふえた場合、例えば、残業時間がふえたとか、そういうものがあれば、もしくは、認識はどうなのかという見解をお聞きしたいのですが。

保育担当係長 実際に、年中さんを担当されている担任の先生の手務量的なものについては、元気っ子記録表という、お子さんの通常の生活の様子を記録する用紙があるわけなのですけれども、A4サイズの両面でチェック形式ですので、ほとんど、筆記というような作業はないのですけれども、担任をする人数によって、少し、そこは差があります。付けることによって、今まで、なかなか、自分が私見を持ってお子さんを見て、なかなか忙しくてできなかったということなのですけれども、元気っ子記録表を付けることによって、一人一人のこどもの、今までなかなか見ていなかった部分について細かく観察するようになった、というような声もいただいております。ただ、残業の手務量というのも個人差があって、受け持ちの人数がありますので、受け持ちの人数の多い先生に関しては、多少は多くなっております。その後、年長になっても引き続きお子さんの様子を見たり

していきますので、そういったことと関連をしていくと、年中、年長を持った先生に関しましては、多少、通常の業務よりも、若干、事務量はふえていると思います。

金子勝寿委員 別件ですが、さきほど、スクールバスの話が出たので、私も地元なので、要望も含めてお話ししていきたいのですが、1点質問なのですが、東小の帰りのバス停で事故等があったのですか。過去、把握している範囲で。

教育総務課長 私は、まだ2年目で申し訳ありませんが、過去のことはあまりわかりませんが、今の私の2年間の中ではございません。

金子勝寿委員 柴田委員がおっしゃったとおり、要望もいただいているのですが、一方で、学校には歩いて通うものだという前提のもとで、仕方がなくてバスを出しているという点もあるので、できれば、今後、子どもが減っていくと、以前、御子柴部長にも答弁をいただいたとおり、若干、バスの形態が小さくなっているという話になった場合に、今後、考えていただきたいと思いますが、安易な形で、単純にみどり湖の内部まで入れれば良いという部分は、少し考えていただいて、ぜひ地域振興バスとか、交通の全体の中でスクールバスという位置づけをお願いしたいと思います。

古厩圭吾委員 277ページで、市政施行50周年記念事業での学童の参加というか、その考え方ですけれども、さきほど、若干、説明があったのですけれども、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

教育総務課長 こどもたちの関わりの仕方でございますけれども、以前には、学校を休んでというような話も一部あったわけでございますが、当日については、式典の日は月曜日でございます。その中で、午前中で、ぜひ、こどもたちに50周年のこの場を気持ちとして、また将来、参加したのだということを覚えてもらいたい。本当は全学年が出てこれれば良いのですけれども、小学校6年生を一応対象に意見発表を求めたい。各学校においては、授業の中で、在校生、5年生以下の残っているお子さんは、将来、どうあったら良いかというような授業を、先生の指導の中、または、児童会の役員指導と、今後、それについては、校長先生も含めて各学校で、校長会の中でも、どのような方法でいこうかと、どのような方針を持って、こどもたちを50周年に参加させようかという部分の詳細を検討する所でございます。そういう中で、学校の中で、学校に残っているこどもたちは、今までの、今住んでいるときから50年後は、どうあってほしいのだから、そういう夢を語る会、または、思いを語る会を学校の中で行いながら、なおかつ、発表する6年生のこどもたちは、一年間、9月まで方針を決めて、できれば、こどもたちの司会で進行させればというようなイメージで、学校、校長とも相談しているところです。

古厩圭吾委員 各小学校では、全校から6年生は式典に参加するというふうに考えているということですか。

教育総務課長 式典は、午後に予定しております。この中に、各学校、例えば、3クラスあって、100人ずつ来てても千人になってしまうという部分がございます。午前中に、一応、午前9時ないし10時くらいから、レザンホールの大ホールを使いながら、こどもたち、また、保護者の参加でできればというようなことで、それにあわせて、午後、大人の式典という変な話なのですけれども、本来の行政の式典をやっていけたらというイメージで、今、検討しているところでございます。

古厩圭吾委員 そうすると、今後、実際に、それぞれの学校なり、こどもたちの思いで、いろいろな発想が出てきて、それを、午前中の部では、それぞれが対応すると。6年生は全員が参加する機会は作るという受けとめで良いということですか。

教育総務課長 はい。

中野長勲委員 私も、小学校、中学校は、つい最近まで、この日は休みだと思っていましたけれども、そういうことで、小学校6年生で、中学生は参加しないわけですね。そういった場合、6年生は、各学校から午前中にきて、昼までには帰るわけですか。昼には、1年生から5年生までと一緒に給食を食べてという計画ですか。

教育総務課長 首だけ振って申し訳ございません。

石井新吾委員 ということは、休日ではなくて、登校日として扱うと。普通の授業ということですか。

教育長 はい。暦どおりです。

石井新吾委員 はい。わかりました。

中野長勲委員 学校対応はそういうことなのだけれど、子どもたちが、この4月から入ってくるのだけれど、50周年記念事業が入ってくるのだけれど、地域と子どもたちの関わりというものは、学校とは、全然関係なく考えて良いわけですか。例えば、地域で何か出し物をやるようなことについて、子どもたちが参加するとか、そういったものは、学校とは関係がないということですか。

教育総務課長 全体の中では、確か、ふるさとの祭りの位置づけかと思います。前日の日曜日に、子どもたちの参加という部分については、現在、小学校の brass band、または、金管バンド等々がある学校で、ほとんどあるわけでございますけれども、小学校4年生から参加している学校もありますし、5年生以上というところもありますけれども、おおむね、4年生、5年生から6年生までの子どもたちは、登校日というわけではないのですけれども、日曜日に御協力をいただいて、自分たちの発表の場というふうなイメージで、パレードに御参加を要請しているところでございます。これについては、各小学校の部活動、クラブ活動で、音楽の先生に課題曲を定めてもらいながら、ルートはまだ確定しておりませんが、市内をパレードすると。同じ曲、または、パフォーマンスを設けながら、というようなことで発表の場をセットしてあげたいと考えております。

中野長勲委員 わかりました。その当日、前後はわかるけれども、ことしは50周年記念の事業をやるということについて、市長のあいさつの中で、この次の50周年は皆さんにやってもらわなくてはいけないということをよく聞くのだけれど、それが、当日だけで、子どもたちが中学生になれば相当の知恵はあると思うものですから、4月に入ってからか、いつ頃か、そういった50周年の年だよという位置づけを、子どもたちに感じさせることも必要ではないかと思いますが、どうでしょうか。

教育長 先ほども、6年生は、レザンホールにみんな集まると。あと、学校では、それぞれの学校ごとに50周年の意味とか、あるいは、将来についての思いを語るとか、そういうことを4月から計画していますので、そういう中で、子どもたちも50周年というものを意識しますし、そのようなことで、私は、準備の期間が非常に大事だというふうに考えておりますので、とにかく、本番を目指しているいろいろやっていく中で、50周年も意識していくのではないかと考えています。

中野長勲委員 そうすると、それに係る事業については、この予算内でいくという解釈で良いわけですね。

教育総務課長 この行事に直接係る予算については、この中でまかなっていただくと。また、今後、御説明をする中で、特別行事補助金とか、学校に出ている部分の事業費が各学校ございます。その中で必要に応じて、お聞きした中では、子どもが、自分たちが成人に達したら、手紙が返ってくるようなタイムカプセルを埋めたいとか、そういう経費に使うのか、そういう部分がありますけれども、限られた予算の中ですけれども、いろいろな

アイデアの中で工夫していただくというような形になります。

副委員長 家庭教育室の事業の中で、CAPのこどもたちの暴力防止・予防のための事業がありますけれども、今後の予定がありましたら教えていただきたいのですけれども。

家庭教育室長 CAPの事業につきましては、開催いたしまして3年目になりまして、実際に受けたお子さんはそれぞれ中学校に上がっておりますので、毎年、対象が重ならないようにしまして、実施させていただいております。それで、この事業をやっていく中で、普段、先生が接する部分では見えないお子さんが見えてくる場合がありますので、今後も継続して実施させていただければと思っております。

副委員長 やはり、私も大賛成で、心が傷つくことは外からは見えないのですけれども、これを受けることによって、自分のこと、また、お友だち同士で守りあうというか、学ぶことが、未然の学習として、とても大事だと思っております。CAPの事業の中に、先生方のワークショップも含まれていますが、かなり時間がとられます。先生方が、とても多忙の中、これを受けていただくことはとても大事だと思っておりますけれども、先生方が、これを受ける時間を取られてしまうという、その辺の率直な御意見が、もしわかりましたら。やはり、先生方の御協力がとても大事になるものですから、その辺をお願いします。

家庭教育室長 CAPの研修をするにあたっては、一番に子供さんが理解する前に、その子供さんを受け入れる大人が理解をするという部分で、教職員、並びに保護者の方に研修を受けていただいているわけですが、先生方にあたりましては、やはり、勤務時間の関係がありまして、午後4時から始めて、どうしても2時間かかるという、勤務時間外になってしまうということで、昨年、少しCAPの方々にも融通を利かしていただきまして、できるだけ午後3時半に開催したら、勤務時間内の午後5時くらいには終了できるような状態にお話をさせていただいております。先生方には、できるだけ御負担にならないような形でお話を進めさせていただきまして、平成21年度につきましても、それぞれの実施する学校におきましては、その部分で御理解をいただきまして、平成21年度も4校が受けていただくようになっておりますので、そういう形で進めさせていただきたいと思っております。

副委員長 そうしますと、対象が重ならないように、小学生を対象にというお話だと思うのですけれども、CAPの事業というか、ワークショップの内容に保育園版とか、中学生バージョンとか、それぞれの対象の時期に応じた内容のものがあるのですけれども、それは、今後、どのようにお考えですか。

家庭教育室長 今後、先生方、それと、また、子供に関わる皆さんからの御意見も伺いまして、年齢につきましては、また、考えさせていただきたいと思っております。

副委員長 大事なことだと思っておりますので、ぜひ、積極的にお願いたします。

委員長 関連で良いでしょうか。例えば、学校内ではなくて、今までも、地区の公民館などで開催したようなときは、その地区の民生委員さんだとか、そういったことに関心のある相談業務の方とか、そういうような方もいらしていたのですけれども、できれば、地域の方も理解していただくというところは聞くのですが、全てにというのは、なかなか、予算的にあれかもしれませんが、現状としてどうですか。公民館などで開催したり、地域の人に来るといようなことはありますか。

家庭教育室長 現状としましては、大人がワークショップをする場合、学校が使えない場合がありますので、平成21年度につきましても、公民館を使用させていただく場合がございます。その場合、やはり、実施時間が

夕方6時開始ということになりますので、できるだけ多くの方に参加していただくために、広報しおじり、また、地区の民生委員さん等におきましては、こちらからは、個人通知により、参加していただくように呼びかけております。

金子勝寿委員 163ページの、児童館と児童クラブのところ、私が提案した、土日休みは30分繰り上げていただいております。利用者は伸びているのか、児童館の先生とかにお聞きしたら、確かにかなり、朝待っているぐらいで、午前7時50分くらいには来られるお子さんと親御さんもいるという話だったのですけれども、現状、変更してからはどのような感じでしょうか。

こども課長 これは確かに、早く開始するということは、かなり大事なものですから、一応、これまでは、いわゆる職員体制の部分で、早く来て開けるといようなことをしていました。今回、30分というのは、規則上で明確にしたという部分でございます。実際の保護者の声ですけれども、特に、長期休業の中では、かなり、御好評いただけるのではないかとこのふうには期待しています。夏休みも当然、普段そこにあるものですから、そういう中では、午前8時に開ければ、かなりの数のこどもが通所できるのではないかと考えています。

金子勝寿委員 次のページ良いですか。165ページの洗馬児童館指定管理委託料に関連してお聞きするのですが、ふれあいセンターも同設であって、これは、モニタリング指定管理者ですから、国からの指針も入ってくると思うのですが、そのときに、部ごとで別々にやるのか、一緒に、トータルで、社協が見ているので、その辺は、どのような形でモニタリング、もしくは、委託料の選定などは、どのような形でやっているのか。担当部署に御説明いただきたい。

こども課長 この委託料の決定の際は、福祉課と協調しながら社協と話し合いを進めている内容です。実際、評価につきましても、当然、一つ屋根の下で全く違う活動というものにはならないものですから、そういう意味で一緒にさせていただきたいというふうに考えています。

金子勝寿委員 はい。ありがとうございました。

委員長 私から1点お願いしたいのですが、159ページですが、下から3つ目の丸で、保育園の補助委員ですけれども、今年、おばあちゃん先生が2名ということで、おばあちゃんも、おじいちゃん同様に良いと思うのですが、塩尻市の場合、どこの園にも男性の保育士が何人もいて、ほかの自治体に比べたら男性保育士が多いと思いますので、それは、本当に良い点だと思うのですけれども、そうは言っても、圧倒的に女性の先生が多いので、おじいちゃん先生が入ることで非常に良い効果があるということで、大変好評なのですけれども、それは、男女のバランスということもありますが、もう一つは、個人差はあるにしても、おじいちゃん先生だと、女性の職員があまり得意ではないことで、何かを直してもらおうとか、こどもたちと接すること以外にも、いろいろと良い付加価値があって、非常に好評を得ていますが、男性と女性が両方いるということとあわせて、そういうメリットがあって評判が良いのですけれども、その点も含めて、この2名のおばあちゃん先生が入るのですけれども、少し御答弁をお願いします。

こども課長 この2名のおばあちゃん先生は、そもそも、規模のある大きな保育園に入らせていただきまして、保育士に言わせると、こどもに接する上で、おばあちゃん先生から学ぶものも少なくないというふうな話もあります。ただ、今、御指摘をいただくように、施設補修も含めて、保育園の中でも、男性向きの仕事もたくさんあるわけございまして、そういう部分では、おじいちゃん先生が圧倒的に有利かなと。また、こどもの情緒面

でも、おじいちゃん先生はこどもには大変人気があります。そういう所からは、なるべく、私どもも、おじいちゃん先生ということを考えるのですけれども、募集を含めて性別を特定してということはできないものですから、そういう中で、募集の折りに、人材として良い方をお願いした結果が今のお二人ということになっています。今後、そういった方法しか対応ができないのかなという考え方をしているところです。

委員長 せっかく評判が良いので、できることがあったら、努力していただきたいとお願いしたいと思います。

金子勝寿委員 157ページの丸の2つ目、保育所施設改善事業の下から3番目のぼつで、仮設保育室借上料ですが、これは、前年比で結構マイナスになっているのですが、少し説明をお願いします。

教育総務課長 実は、今、リース切れになりまして、耐用年数過ぎで再リースをしたということでございます。残額を再リースしているということでございますので、大変、安い金額になったということでございます。

中野長勲委員 これは、再リースでいつまでも払っているわけですか。買い取りということはできないのですか。

教育総務課長 今、残存の部分で計算をして、当初は20年でございますが、あと6年です。この金額が、来年度で切れて、再度、業者と検討をして、買い取るといっても残高はほとんどない状況ですから、だいぶ、お安くはなるかと思えますけれども、さきほど、金子委員さんの部分でございますが、平成20年度は、吉田原が56万7,000円が、96,600円に変わったと。また、吉田児童館の分館については85万円をお支払いしていたのが、13万9,650円というような部分で、安価になっているというような部分でございますけれども。また、今のお話については、業者と、より安い方法を、買い取るのが良いということになれば買い取ると。また、利用しないのならば、引き上げるほうがお金がかかってしまうものですから、そのところも十分検討していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

中野長勲委員 買い取るというか、リース切れで置いていかれても始末に困ると思うが、買える施設だったら早いうちにリースが切れていただければ良いのではないかと思うけど。そういう意味です。

金子勝寿委員 同じく、保育所施設改善事業の一番上の営繕修繕費ですが、どのような感じか、これはたぶん前年より少なくなっていると思うのですが、その理由というか、できれば、もうちょっと修繕をきちんとしてほしいという要望もたくさんあるのですが、その辺は、どのような査定ですか。

教育総務課長 これは、見込みがあって、いくらかかって、積算がされて行っているという計上の仕方ではございません。おおむね、17円で、18円から1円減ってきているものですから、管理する県が統合等によって、その辺も含めて、これでなんとかいこうという部分でございますので。

金子勝寿委員 はい。了解しました。

委員長 もう1点お願いします。資料の56ページで、子育て支援ショートステイ事業で、児童福祉施設の整備ということで、松本児童園について、塩尻市の負担が17.2パーセントだそうですけれども、参考までに、松本とか安曇野はどのくらいの負担なのですか。

こども課長 実は、この3市で3,500万円、事業費の20パーセントを対応する計画です。そのうち、私ども塩尻市が17.2パーセント、松本市が57.6パーセント、それから、安曇野市が25.2パーセントという利率で、それぞれ3,500万円を助成するということになります。

委員長 人口など、いろいろを加味してということですか。

こども課長 ちょうど予算時期でございましたので、10月1日の住民台帳の人口ということになります。

委員長 はい。ほかにありますか。ほかにはよろしいですか。

それでは、本日の審査はここまでといたしまして、明日は、小学校費から説明を受けるということにいたしたいと思います。それでは、1日目は、これで終了といたします。大変、御苦労さまでした。

午後 4時30分 閉会

平成21年3月6日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 丸山 寿子 印